

桂川町 第2期地域福祉計画



令和3年3月
桂川町

はじめに

本町は、「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」を基本理念として、「第6次桂川町総合計画」では「自然と文化が息づく笑顔あふれるまち“けいせん”」を将来像とし、町づくりひとづくりを推進しています。

総合計画では、健康・福祉分野の施策として「誰もが住み慣れた桂川町で、安心してともに暮らすことのできる地域福祉のまちづくり」を掲げ、子育て支援、障がい福祉、高齢者福祉など各福祉分野の個別計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年の急速な少子高齢化に伴う人口減少の進展、経済・雇用環境の変化、地域コミュニティの希薄化による人と人とのつながりの弱体化を要因とした、地域での支え合いの力の低下が懸念されております。

さらには新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による社会的・経済的な分断など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

そのような中、日々の暮らしのなかで様々な困難を抱えている方に対しては地域における支援体制の充実が課題となります。

こうした課題に対応するためには、行政の取組だけでなく、住民や関係団体や事業者、ボランティアなどの方々との協働が不可欠となります。計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して安心してともに暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。

結びに、この計画策定にあたり、ご尽力いただきました「桂川町地域福祉施策推進協議会」の皆様をはじめ、地域福祉に関するニーズ調査やパブリックコメント等を通じて、ご意見をいただきました関係機関や町民の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、ご支援とご協力を賜りますよう、お願いいたします。



令和3年3月

桂川町長 井上 利一

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	3
1 計画の位置付け.....	3
2 計画の期間.....	4
第3節 計画の策定方法.....	4
第2章 地域福祉を取り巻く状況	5
第1節 人口・世帯の状況.....	5
1 年齢人口構成の推移.....	5
2 年齢3区分別人口構成の推移.....	6
3 世帯構成の状況.....	7
第2節 支援が必要な人たちの状況.....	11
1 要支援・要介護認定者の状況.....	11
2 園児・児童・生徒の状況.....	12
3 障がい者手帳所持者などの状況.....	13
4 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況.....	16
第3節 社会資源の状況.....	17
1 福祉サービスなどに関わる施設・事業所の状況.....	17
2 福祉活動に関わる人的資源の状況.....	19
第3章 計画の基本的な考え方	20
第1節 基本理念.....	20
第2節 基本目標.....	21
第3節 取組の体系.....	22
基本目標Ⅰ 支援につながる仕組みづくり.....	23
1 わかりやすい情報提供の充実.....	23
2 身近で気軽な相談支援の充実.....	27
基本目標Ⅱ 専門的な支援ができる体制づくり.....	30
1 福祉サービスの量や質の充実.....	30
2 包括的な支援の充実.....	33
基本目標Ⅲ 安全で安心して暮らせる基盤づくり.....	37
1 隣近所などでの身近な助け合いの推進.....	37
2 地域での理解と協力による支え合いの推進.....	39
3 災害時の避難に向けた備えの推進.....	45

基本目標Ⅳ 気軽に参加できる環境づくり	48
1 人権や福祉について学ぶ機会の充実	48
2 気軽に参加できる交流の場の充実	50
3 ボランティア活動への参加促進	52
第4章 計画の推進に向けて.....	54
第1節 協働による計画の推進	54
第2節 行政による計画の推進	55
第3節 計画の進行管理	55
資料編.....	56
1 桂川町地域福祉施策推進協議会設置規則	56
2 桂川町地域福祉施策推進協議会委員名簿	58
3 計画策定の経緯	59
4 調査の概要	59
5 用語解説	60

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

■計画策定の背景

近年の日本では、少子高齢化が急速に進んでおり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、世帯が小規模化し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて一人ひとりの生活のあり方が多様化し、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。地域や家庭での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加はもちろんのこと、高齢者などの孤立死、ひきこもり、子育て家族の孤立、児童虐待の増加、障がいのある人の自立支援や就労支援の不足、自殺者の増加、貧困の拡大など、さまざまな課題があります。住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけで十分な対応をすることが難しくなっています。

桂川町においても、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化の動きは、身近な出来事として認識されるようになりました。

■「地域福祉」に関わる法改正の変遷

平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として住民同士のお互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第4条に明記されました。

平成29年6月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。

「社会福祉法」では、「地域共生社会」の実現に向けた取組の方向性が示されました。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。

具体的には、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様な複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決が図られることをめざすことが明記されました。また、そのために、

- ① 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ② 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制
- ③ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

などの包括的な支援体制づくりに、市町村が努めることが規定されました。

令和2年6月には、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援

ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。「社会福祉法」では、国および地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講じるよう努めるとともに、それらの措置の推進にあたっては、保健医療、労働、教育、住まいおよび地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないことと明記されました。また、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、「社会福祉法」に基づく事業ならびに「介護保険法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「子ども・子育て支援法」、および「生活困窮者自立支援法」に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民およびその世帯に対する支援体制ならびに地域住民などによる地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることなどが定められました。

■「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取組のことです。

人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促すとともに、特定の人がある人を支える一方向の関係ではなく、お互いに支え合う双方向の関係を築き、その関係性を深めていく「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される【公助】だけでなく、家族を含めた自らの行動【自助】や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係のなかで、組織化されていないけれども、お互い様の気持ちで支え合い、助け合うこと【互助】も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動【共助】は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘されるなか、その重要度がますます高まっています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所などが、行政機関や社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出ししていくことが必要です。

また、「地域共生社会」の実現のためには、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がいのある人や子どもなどで、生活上の困難を抱える人や世帯が、地域において自立した生活を送ることができるよう、住民などによる支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが大切になります。

■「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本町における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取組を進め、「ともに生きる地域社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

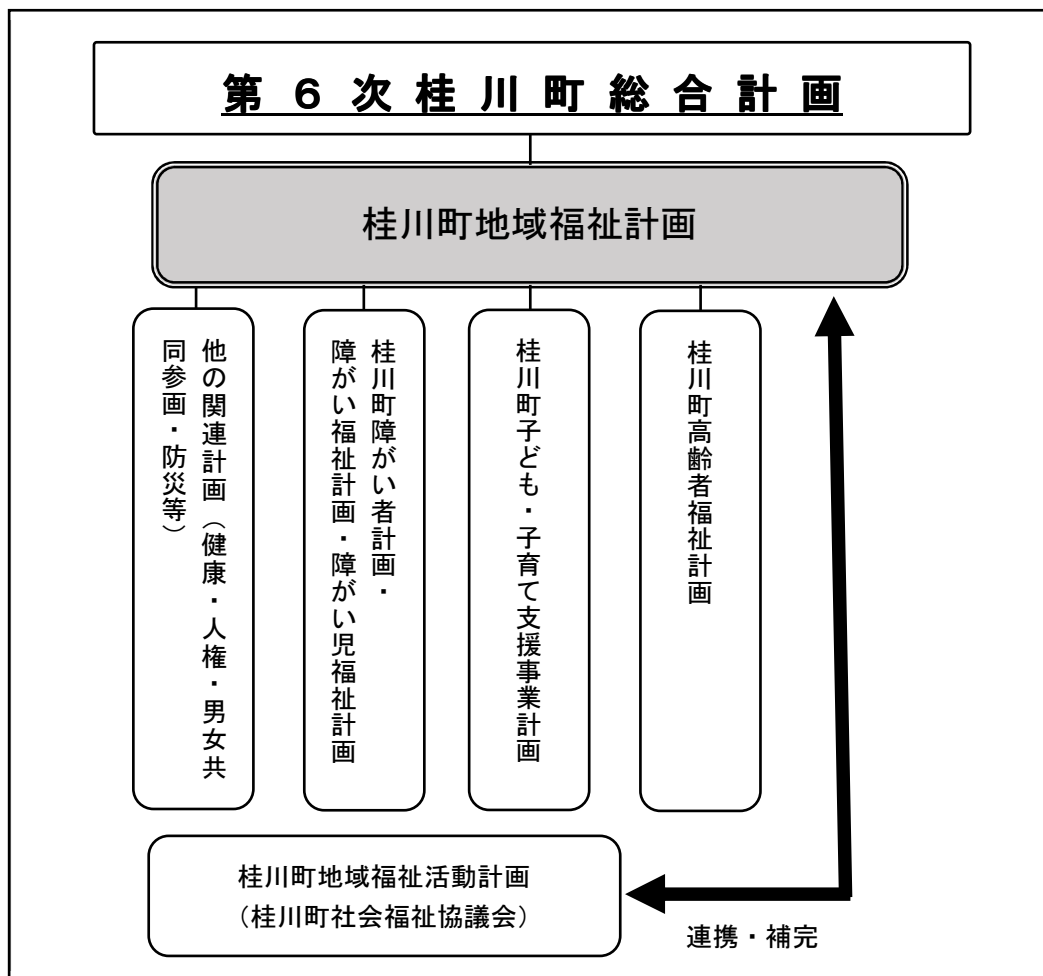
また、「地域福祉計画」の策定にあたっては、高齢者福祉・介護や児童福祉・子育て支援、障がい福祉、生活困窮者支援などの福祉の各分野における共通的な事項（成年後見制度の利用の促進に関することを含む）を横断的に記載することが求められています。

第2節 計画の位置付け

1 計画の位置付け

「桂川町地域福祉計画」は、第6次桂川町総合計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画のなかでも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。

<桂川町地域福祉計画の位置付け>



また、「桂川町地域福祉計画」は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

なお、図中の地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が策定するものです。桂川町地域福祉計画と連携し、社会福祉協議会を中心に民間で進める地域福祉活動についての具体的な事業や取組を示す計画となります。今後、桂川町地域福祉計画と連携し、補完しながら策定していきます。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

第3節 計画の策定方法

本計画の策定を通して、行政と住民の関係や、行政自体の姿勢や仕組みを見直していくことが大切になるため、本計画については、18歳以上の住民のなかから2,000名を無作為抽出した住民アンケートを実施するとともに、町議会議員や福祉関係者、関係行政機関などで組織する「桂川町地域福祉施策推進協議会」において審議します。また、地域住民の意見を反映させるためにパブリックコメント制度を活用して、住民の意見の反映に努めます。

【桂川町地域福祉施策推進協議会の日程と協議内容】

第1回 計画策定の趣旨と方法の説明

(令和2年 9月28日)

第2回 住民アンケート結果の報告

(令和2年10月30日)

第3回 計画骨子案の説明、協議

(令和2年11月26日)

第4回 計画素案の説明、協議

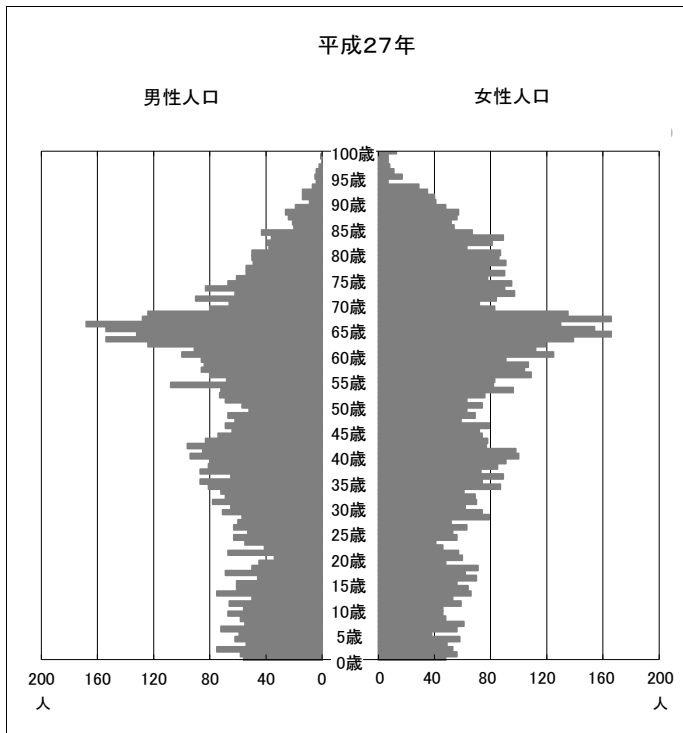
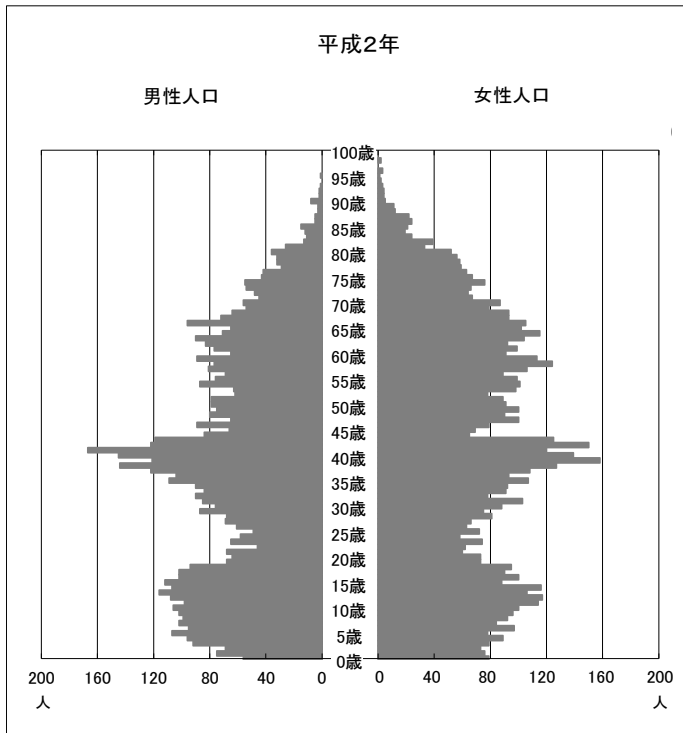
(令和3年 1月27日)

パブリックコメント (令和3年3月5日～3月18日)

第2章 地域福祉を取り巻く状況

第1節 人口・世帯の状況

1 年齢人口構成の推移



資料：国勢調査

平成2（1990）年の年齢人口構成をみると、40歳代前半の年齢層に大きな山があります。この年齢層は、昭和22（1947）年から昭和24（1949）年の第1次ベビーブームの時期に生まれた、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人たちです。また、10歳代の年齢層は、「団塊の世代」の子どもにあたる人たちで、大きな人口層となっています。

平成27（2015）年の年齢人口構成をみると、「団塊の世代」の人たちが60歳代後半となって、その多くがそのまま定住している様子がうかがえます。そのため、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）が高まり、急速に高齢化が進行しています。

一方、「団塊の世代」の子どもにあたる年代は40歳代になりますが、平成2（1990）年当時の10歳代の年齢層よりも大きく縮小していることから、その多くが転出したと考えられます。

この年齢層は子育て世代にあたりますが、「団塊の世代」などに比べると人口が少なく、また、未婚率の上昇もあり、子どもの数は急激に減少し、少子化が進行しています。

2 年齢3区分別人口構成の推移

桂川町の総人口は、国勢調査に基づく平成2年の14,182人から、平成12年には14,760人となり、その後減少に転じ、平成27年には13,496人となりました。

住民基本台帳（9月末現在）に基づく令和2年の総人口は、13,328人となりました。

国勢調査に基づく年少人口（0～14歳）は、総人口に占める割合で見ると、平成2年に19.9%であったものが、平成27年には12.8%に減少し、生産年齢人口（15～64歳）についても平成2年の63.5%から平成27年には57.1%に減少しました。一方、老年人口（65歳以上）の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には16.6%であったものが、平成27年には30.1%に増加しました。

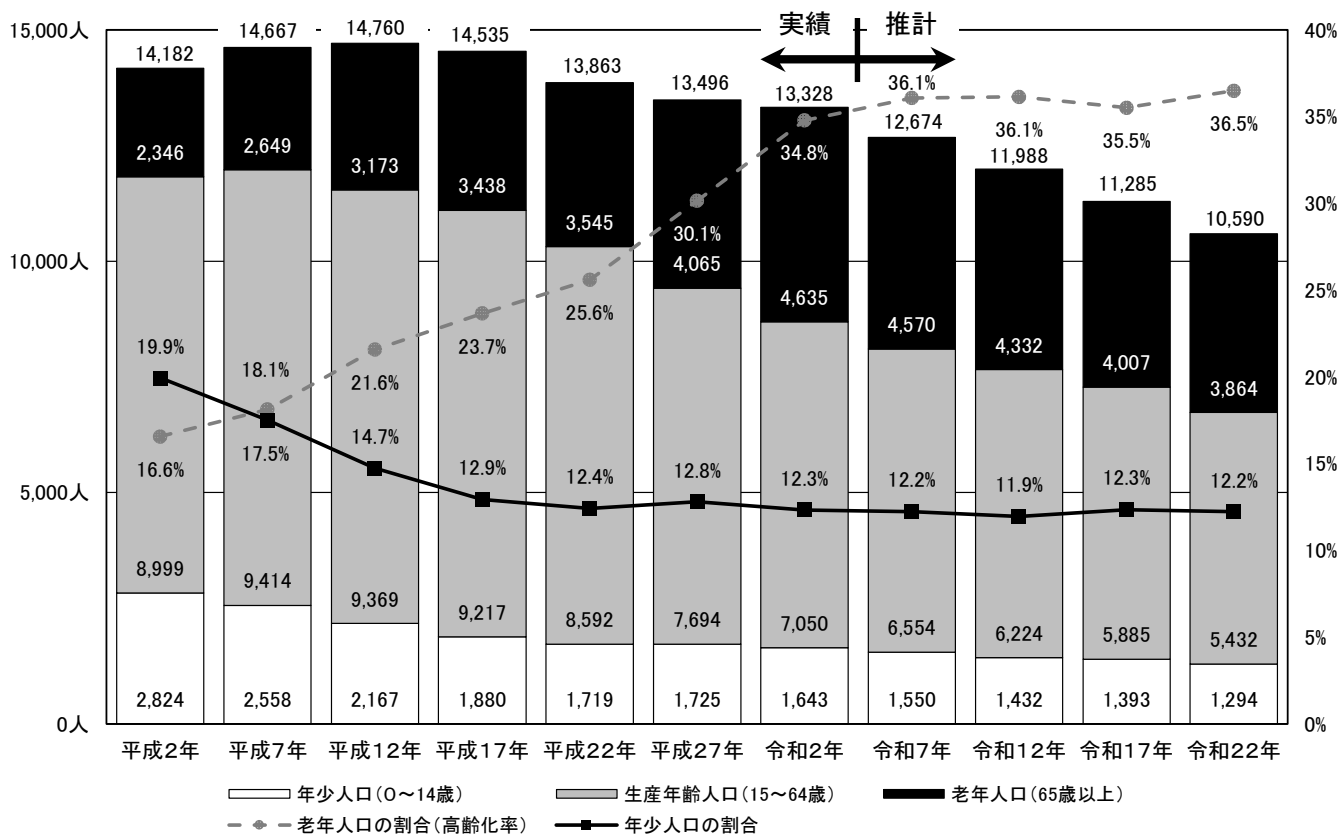
住民基本台帳（9月末現在）に基づく令和2年の年少人口は1,643人、生産年齢人口は7,050人、老年人口は4,635人となり、年少人口の総人口に占める割合は12.3%、高齢化率は34.8%になりました。

桂川町では、急速に少子高齢化が進行している様子がうかがえます。

また、「団塊の世代」の子どもである第2次ベビーブームの頃に生まれた人が65歳以上の高齢者となる令和22年までの人口を推計すると、総人口は減少傾向となりますが、老年人口についても、令和2年以降、減少傾向になることが予測されます。

令和22年には、総人口が10,590人、老年人口が3,864人となり、高齢化率は、36.5%に達することが見込まれます。

<年齢3区分別人口構成の推移>



単位：人

	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年
総人口	14,182	14,667	14,760	14,535	13,863	13,496	13,328	12,674	11,988	11,285	10,590
年少人口 (0歳～14歳)	2,824 19.9%	2,558 17.5%	2,167 14.7%	1,880 12.9%	1,719 12.4%	1,725 12.8%	1,643 12.3%	1,550 12.2%	1,432 11.9%	1,393 12.3%	1,294 12.2%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	8,999 63.5%	9,414 64.4%	9,369 63.7%	9,217 63.4%	8,592 62.0%	7,694 57.1%	7,050 52.9%	6,554 51.7%	6,224 51.9%	5,885 52.1%	5,432 51.3%
老年人口 (65歳以上)	2,346 16.6%	2,649 18.1%	3,173 21.6%	3,438 23.7%	3,545 25.6%	4,065 30.1%	4,635 34.8%	4,570 36.1%	4,332 36.1%	4,007 35.5%	3,864 36.5%

総人口に占める各人口の割合の合計は、四捨五入の関係で100%とならないところがある

※総人口は年齢不詳を含む

※平成2年～平成27年は、国勢調査データから作成

※令和2年は、9月末住民基本台帳から作成

※令和7年～令和22年は、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月30日公表した資料「日本の地域別将来推計人口」の桂川町での生残率、純移動率、子ども女性比、0～4歳性比から、令和2年9月末住民基本台帳データを起点に、コーホート要因法で推計した結果から作成

3 世帯構成の状況

国勢調査に基づく桂川町の一般世帯数は、平成2年に4,522世帯であったものが、25年後の平成27年には5,205世帯となり、683世帯増加しました。

65歳以上の高齢者のいる世帯については、平成2年に1,680世帯であったものが、平成27年には2,645世帯となり、965世帯増加しました。高齢者のいる世帯の一般世帯に占める割合は、平成2年の37.2%から平成27年には50.8%まで増加しました。一方、18歳未満の子どもがいる世帯は、平成2年に1,790世帯であったものが、平成27年には1,170世帯となり、620世帯減少しました。18歳未満の子どもがいる世帯の一般世帯に占める割合は、平成2年の39.6%から平成27年には22.5%まで減少しました。

核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯に占める割合は、平成2年の63.4%から平成27年の60.3%に減少しましたが大きな変動はありませんでした。また、核家族世帯のうち、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。平成2年は夫または妻のいずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯）が占める割合は、平成2年に13.1%であったものが、平成27年には20.8%となりました。高齢者のいる世帯に占める高齢夫婦世帯の割合は、平成2年に22.4%であったものが、平成27年には24.7%になりました。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）の一般世帯に占める割合は、平成2年の16.7%から平成27年には26.7%に増加しました。また、単独世帯のうち、高齢単身世帯（65歳以上の者一人のみの世帯）が占める割合は、平成2年に43.4%であったものが、平成27年には56.3%となりました。高齢者のいる世帯に占める高齢単身世帯の割合は、平成2年に19.5%であったものが、平成27年には29.6%になりました。

さらに、平成2年の時点で、一般世帯数に占める高齢夫婦世帯の割合は8.3%、高齢単身

第2章 地域福祉を取り巻く状況
第1節 人口・世帯の状況

世帯の割合は7.3%であったものが、平成7年以降、割合が逆転しその差が大きくなり、平成27年には、高齢単身世帯の割合が15.0%となり、高齢夫婦世帯の割合の12.5%に対し、2.5ポイント高くなりました。

高齢者がいる世帯の小規模化が急速に進行している様子がうかがえます。

<世帯構成の推移>

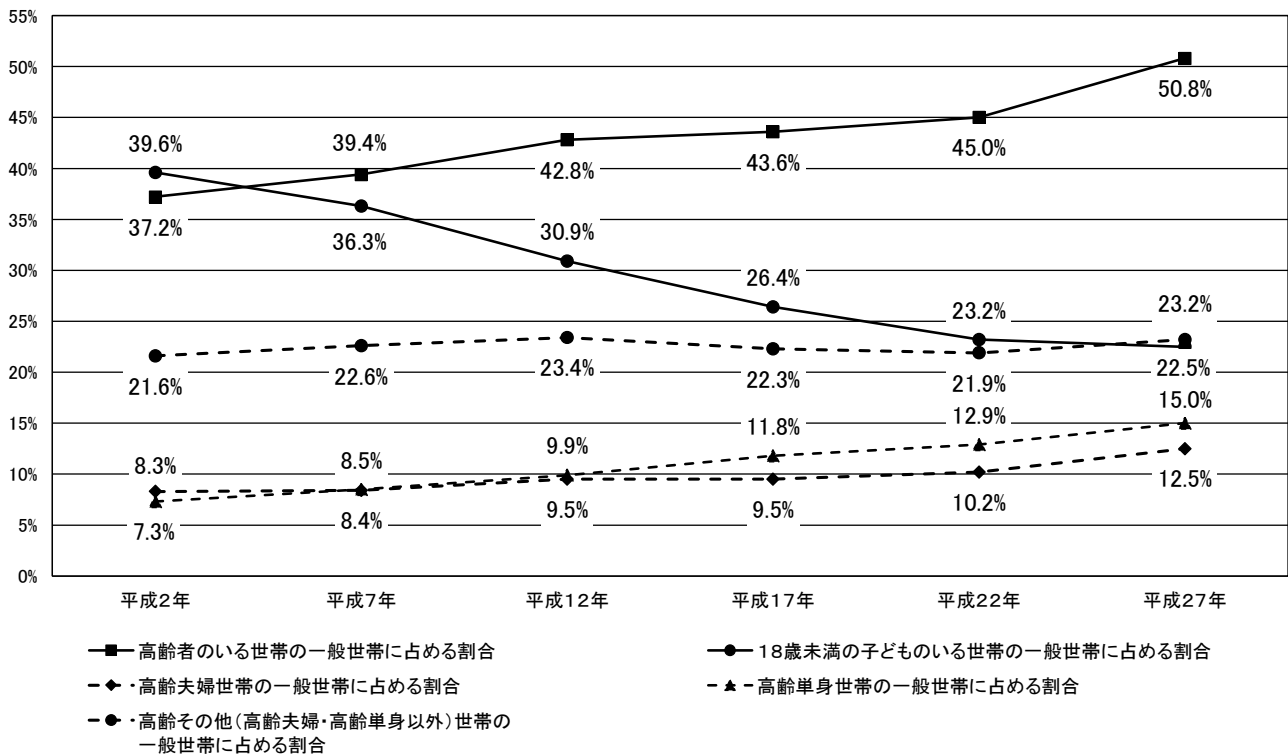
単位：世帯

	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
一般世帯	4,522	4,765	4,993	5,249	5,204	5,205
高齢者のいる世帯	1,680	1,879	2,137	2,288	2,340	2,645
構成比（一般世帯）	37.2%	39.4%	42.8%	43.6%	45.0%	50.8%
18歳未満の子どものいる世帯	1,790	1,728	1,542	1,385	1,209	1,170
構成比（一般世帯）	39.6%	36.3%	30.9%	26.4%	23.2%	22.5%
核家族世帯	2,866	2,992	3,118	3,216	3,146	3,139
構成比（一般世帯）	63.4%	62.8%	62.4%	61.3%	60.5%	60.3%
高齢夫婦世帯	376	398	473	500	531	653
構成比（一般世帯）	8.3%	8.4%	9.5%	9.5%	10.2%	12.5%
構成比（高齢者のいる世帯）	22.4%	21.2%	22.1%	21.9%	22.7%	24.7%
構成比（核家族世帯）	13.1%	13.3%	15.2%	15.5%	16.9%	20.8%
単独世帯	756	868	993	1,213	1,306	1,392
構成比（一般世帯）	16.7%	18.2%	19.9%	23.1%	25.1%	26.7%
高齢単身世帯	328	403	496	619	671	783
構成比（一般世帯）	7.3%	8.5%	9.9%	11.8%	12.9%	15.0%
構成比（高齢者のいる世帯）	19.5%	21.4%	23.2%	27.1%	28.7%	29.6%
構成比（単独世帯）	43.4%	46.4%	49.9%	51.0%	51.4%	56.3%
高齢その他（高齢夫婦・高齢単身以外）世帯	976	1,078	1,168	1,169	1,138	1,209
構成比（一般世帯）	21.6%	22.6%	23.4%	22.3%	21.9%	23.2%
構成比（高齢者のいる世帯）	58.1%	57.4%	54.7%	51.1%	48.6%	45.7%

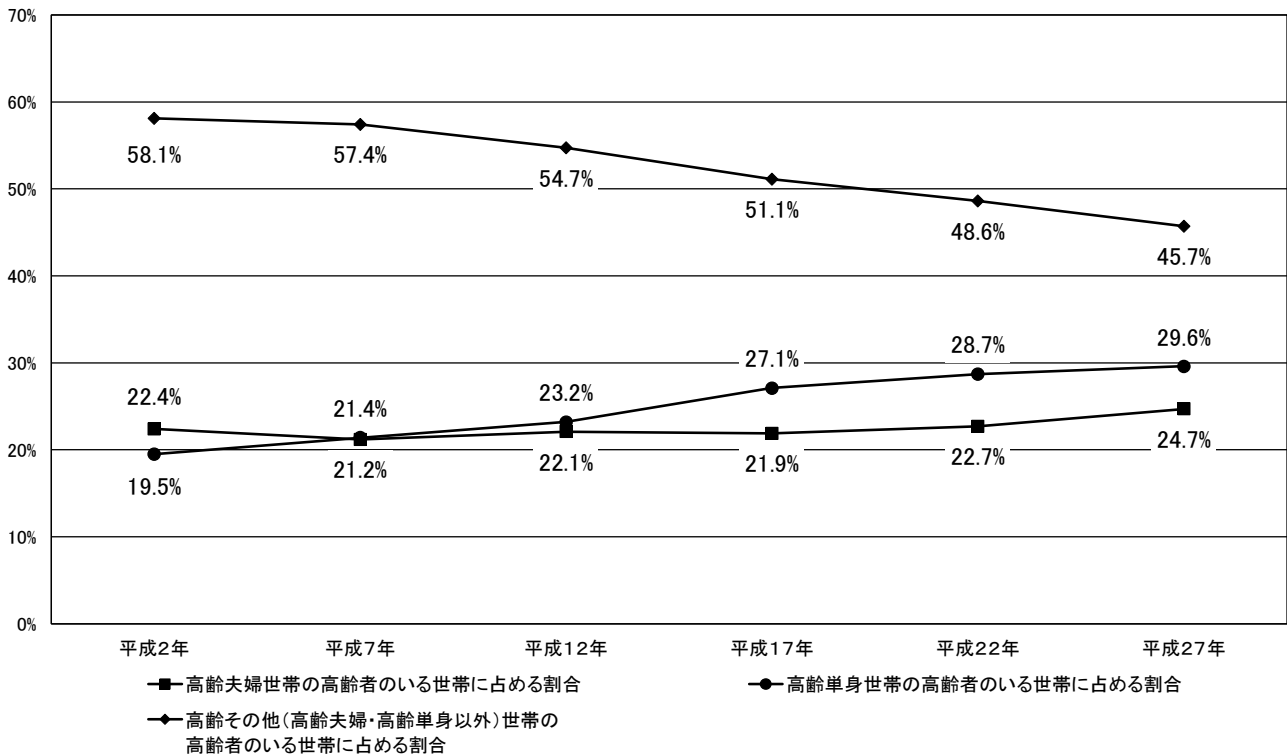
資料：国勢調査

※平成22年と平成27年の一般世帯数は、世帯の家族類型「不詳」を含む

<世帯構成の推移（一般世帯に占める割合）>

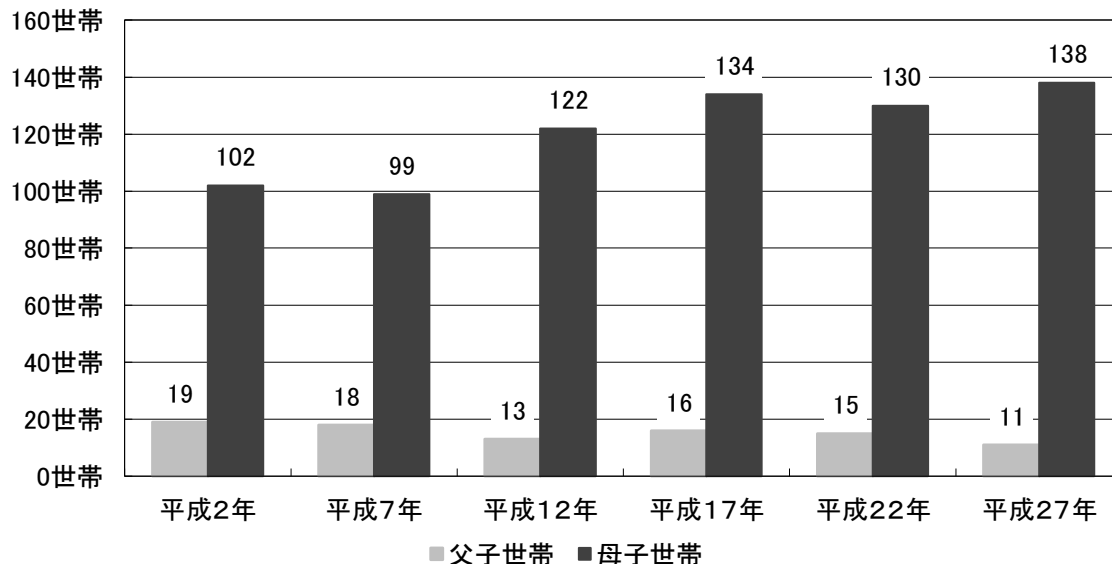


<高齢者のいる世帯構成の推移（高齢者のいる世帯に占める割合）>



国勢調査に基づく父子家庭もしくは母子家庭（核家族世帯のうち未婚、死別または離別の母親または父親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯）であるひとり親世帯については、母子世帯が増加傾向にあり、平成2年に102世帯であったものが、平成7年には99世帯となり、平成12年には122世帯となり、平成17年には134世帯となり、平成22年には130世帯となり、平成27年には138世帯となりました。

＜ひとり親世帯の推移＞



資料：国勢調査

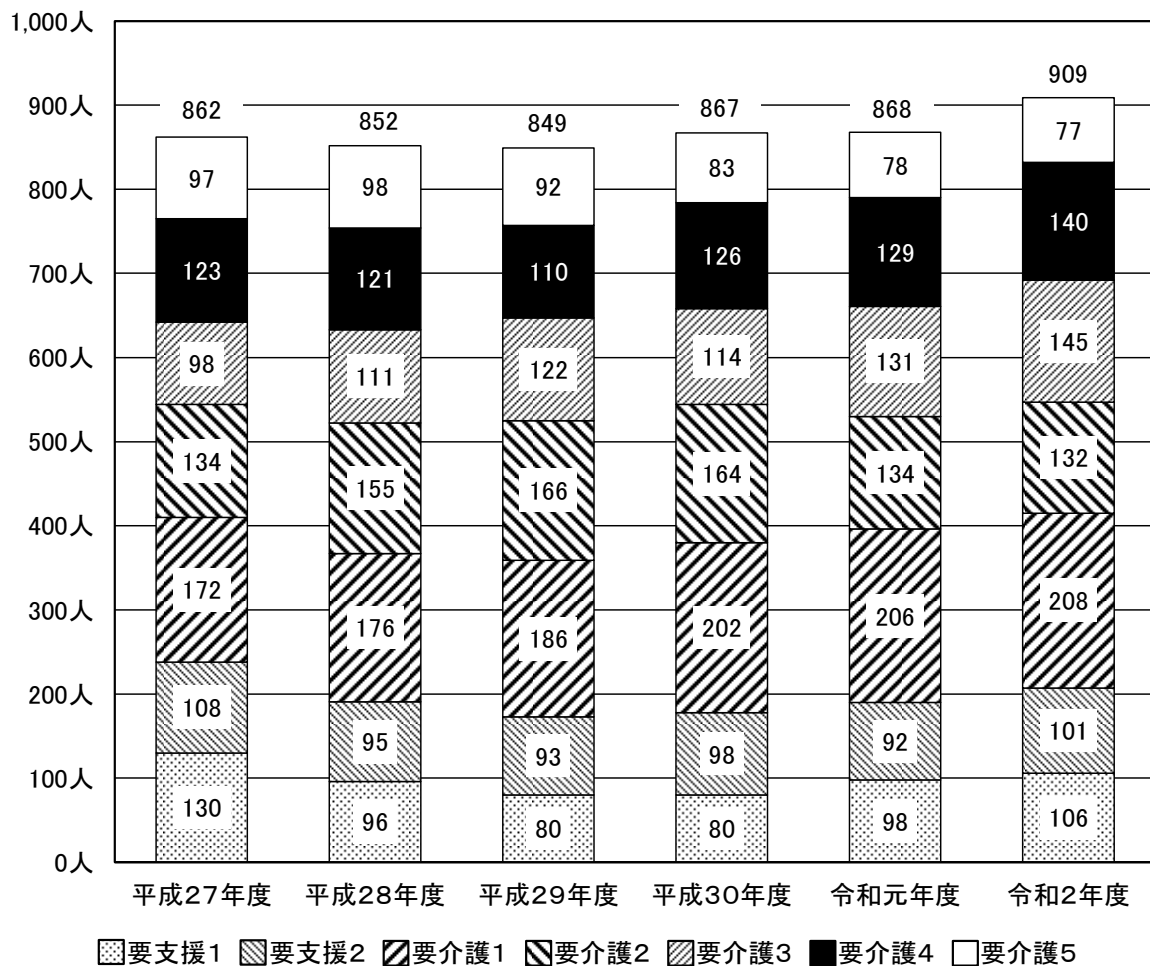
第2節 支援が必要な人たちの状況

1 要支援・要介護認定者の状況

桂川町の要支援・要介護認定者数は、平成27年度から平成29年度までは減少傾向にありましたが、平成30年度以降は増加に転じ、令和2年度には909人となりました。

要支援・要介護認定者に占める割合は要介護1の認定者が最も高く、208人で22.9%を占めました。また、要支援1、2の認定者が占める割合は22.8%で、これに要介護1、2の認定者を加えると、概ね6割を占めました。

＜要支援・要介護認定者数の推移＞



注：要支援・要介護認定者数は、
第2号被保険者を含む。

資料：福岡県介護保険広域連合（各年度9月の値）

2 園児・児童・生徒の状況

保育園児数は、平成28年度から令和2年度の間、平成29年度と平成30年度にそれぞれ399人、394人となり、390人を越えましたが、令和元年度に380人、令和2年度には385人となりました。幼稚園児は、平成28年度以降、減少傾向にあり、平成28年度に81人であったものが、令和2年度には41人となりました。

<保育園児数・幼稚園児数の推移>

単位：人

区分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
合計		383	399	394	380	385
保育園児	0歳児	37	32	34	28	35
	1～2歳児	147	163	135	115	117
	3～5歳児	199	204	225	237	233
合計		81	80	77	52	41
幼稚園児	3歳児	24	24	19	11	12
	4歳児	28	31	24	18	12
	5歳児	29	25	34	23	17

資料：子育て支援課（保育園児 各年度9月1日現在）
学校教育課（幼稚園児 各年度5月1日現在）

小学校の児童数は、平成30年度から令和2年度の間、増加しながら推移しました。中学校の生徒数は、平成28年度から令和2年度の間、減少しながら推移しました。

<児童数・生徒数の推移>

単位：人

区分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
合計		670	670	656	675	680
小学生	1年生	122	112	88	122	104
	2年生	112	124	115	88	124
	3年生	107	113	125	117	90
	4年生	104	111	114	124	118
	5年生	104	106	108	118	123
	6年生	121	104	106	106	121
合計		328	320	309	308	292
中学生	1年生	98	114	93	97	101
	2年生	108	98	118	93	98
	3年生	122	108	98	118	93

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

3 障がい者手帳所持者などの状況

【身体障がいのある人の状況】

身体障害者手帳の所持者数は、平成28年度の922人から令和2年度には819人となり、103人減少しました。

年代別でみると、身体障害者手帳所持者のほとんどが18歳以上で、令和2年度では、18歳以上の身体障害者手帳所持者が812人で、全体の99.1%を占めました。そのなかでも65歳以上の身体障害者手帳所持者数が76.4%と大部分を占めました。障がい程度別でみると、最重度である身体障害者手帳1級が最も多く、次いで4級が続きました。令和2年度では、身体障害者手帳1級の所持者と2級の所持者を合わせると379人で、全体の46.3%を占め、重度の身体障害者手帳所持者が4割を超えました。障がい種別でみると、肢体不自由のある人が最も多く、令和2年度では456人で、全体の55.7%を占めました。

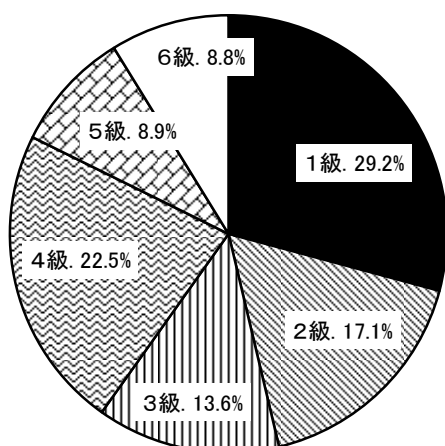
＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

単位：人

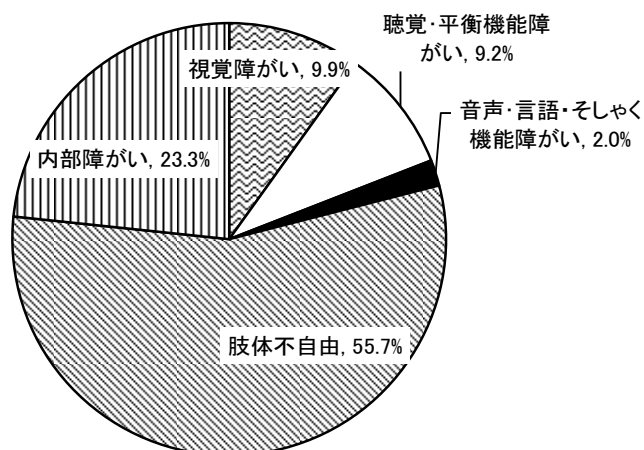
区分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
合計		922	897	847	834	819
年代別	18歳未満	9	10	11	10	7
	18歳～64歳	232	221	206	195	192
	65歳以上	681	666	630	629	620
障がい程度別	1級	247	248	233	238	239
	2級	175	166	153	145	140
	3級	132	123	118	116	111
	4級	201	196	191	185	184
	5級	84	80	79	77	73
	6級	83	84	73	73	72
障がい種別	視覚障がい	98	95	83	83	81
	聴覚・平衡機能障がい	94	92	84	78	75
	音声・言語・そしゃく機能障がい	20	18	18	16	16
	肢体不自由	527	505	485	476	456
	内部障がい	183	187	177	181	191

資料：健康福祉課（各年度9月30日現在）

<障がい程度別の割合（令和2年度）>



<障がい種別の割合（令和2年度）>



【知的障がいのある人の状況】

療育手帳の所持者数は、平成28年度の141人と令和2年度の155人を比較すると14人増加しました。

年代別でみると、令和2年度では、18歳以上64歳以下の療育手帳所持者数は115人と全体の74.2%と大部分を占めました。障がい程度別でみると、重度である療育手帳Aの所持者のほうが、中・軽度のBよりも少なく、令和2年では、療育手帳Aの所持者が75人で、全体の48.4%を占めました。

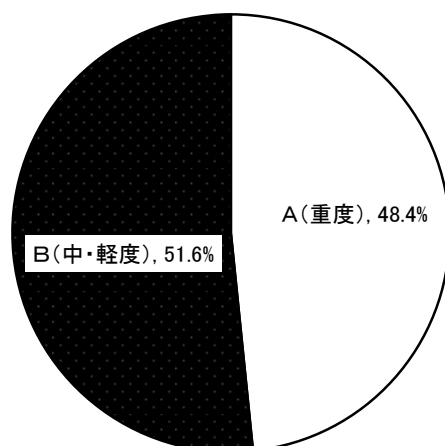
<療育手帳所持者数の推移>

単位：人

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計		141	150	147	150	155
年代別	18歳未満	25	27	27	26	28
	18歳～64歳	105	111	109	113	115
	65歳以上	11	12	11	11	12
障がい程度別	A(重度)	78	78	74	73	75
	B(中・軽度)	63	72	73	77	80

資料：健康福祉課（各年度9月30日現在）

<障がい程度別の割合（令和2年度）>



【精神障がいのある人の状況】

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成28年度の95人から令和2年度には105人となり、10人増加しました。

年代別でみると、令和2年度では、18歳から64歳までの精神障害者保健福祉手帳所持者数が78人で、全体の74.3%を占めました。障がい程度別でみると、令和2年度では、精神障害者保健福祉手帳2級の所持者が62人で、全体の59.0%を占めました。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、平成28年度の167人と令和2年度の180人を比較すると13人減少しました。

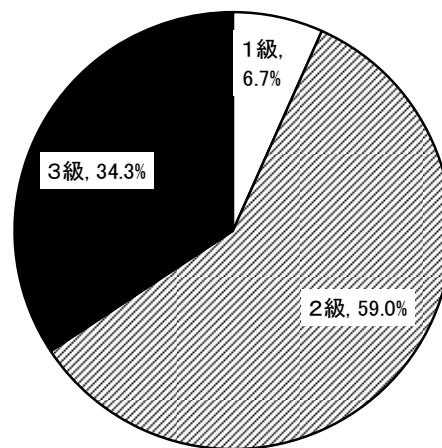
＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計		95	99	100	100	105
年代別	18歳未満	0	0	1	1	2
	18歳～64歳	72	74	76	76	78
	65歳以上	23	25	23	23	25
障がい程度別	1級	7	7	8	8	7
	2級	62	61	59	59	62
	3級	26	31	33	33	36

資料：健康福祉課（各年度9月30日現在）

＜障がい程度別の割合（令和2年度）＞



＜自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移＞

単位：人

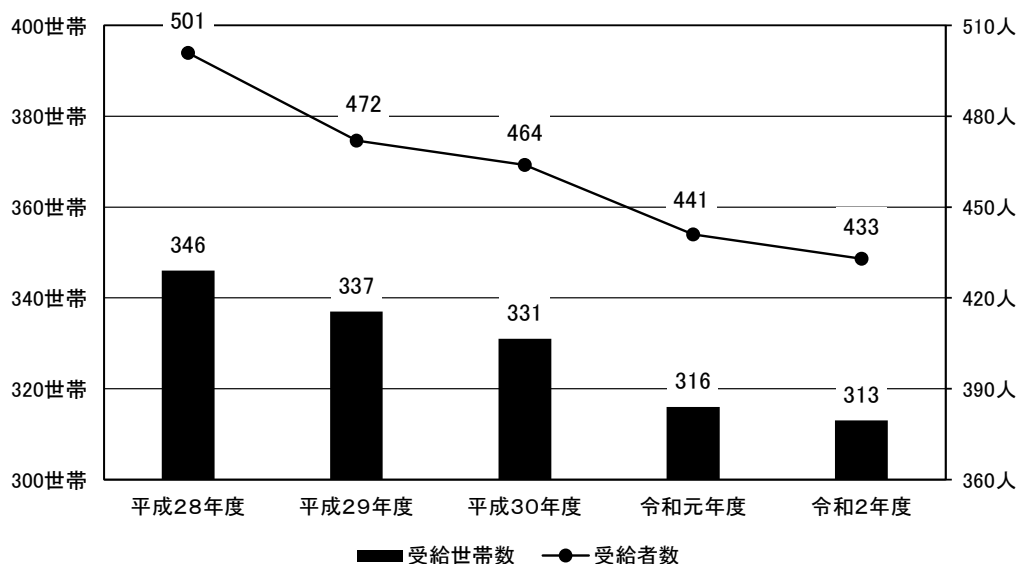
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	167	175	170	184	180

資料：健康福祉課（各年度9月30日現在）

4 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況

生活保護の受給世帯数と受給者数は、平成28年度から令和2年度の間、減少傾向となりました。平成28年度には生活保護の受給世帯が346世帯、受給者数が501人であったものが、令和2年度には313世帯、433人となりました。

＜生活保護受給世帯数・受給者数の推移＞



資料：嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（各年度9月30日現在）

また、父母が離婚するなどして父親または母親の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される児童扶養手当の受給者数については、平成28年度から平成30年度の間、減少傾向にありましたが、令和元年度には増加に転じ、令和2年度には237人となりました。

＜児童扶養手当受給者数の推移＞

単位：人

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者数	228	219	211	231	237

資料：住民課（各年度10月1日現在）

第3節 社会資源の状況

本節では、地域福祉を推進していくために重要となる福祉サービスなどに関わる施設・事業所や人的な資源について整理します。

1 福祉サービスなどに関わる施設・事業所の状況

桂川町内に所在する高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、障がい福祉分野の福祉サービスに関わる施設・事業所の状況は、以下のとおりです。

なお、下記以外に、保健・福祉・医療の一元化の推進を図るための拠点施設として、また、乳幼児から高齢者まで、すべての町民が健やかで生きがいを持ち、みんなが集える施設として、総合福祉センター「ひまわりの里」があります。

桂川町社会福祉協議会が管理するいきいきセンター「桂寿苑」は、地域福祉の拠点として、老人クラブ活動、ボランティア活動、各種サークル活動等に幅広く利用されています。

<高齢者福祉・介護分野>

施設・事業所	箇所数
養護老人ホーム	1
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2
介護老人保健施設（老人保健施設）	1
介護療養型医療施設	1
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	4
訪問看護事業所	1
通所介護（デイサービス）事業所	4
通所リハビリテーション（デイケア）事業所	1
短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）事業所	2
地域密着型介護老人福祉施設	1
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所	2
居宅介護支援事業所	7
在宅介護支援センター	1
地域包括支援センター	1
有料老人ホーム（住宅型）	2

資料：福岡県介護保険広域連合・健康福祉課（令和2年9月30日現在）

<児童福祉・子育て支援分野>

施設・事業所	箇所数
認可保育所（園）	3
幼稚園	1
小学校	2
中学校	1
子育て支援センター	1
学童保育所	2

資料：子育て支援課・学校教育課（令和2年5月1日現在）

<障がい福祉分野>

施設・事業所	箇所数
施設入所支援事業所	1
共同生活援助（グループホーム）事業所	14
居宅介護事業所	3
重度訪問介護事業所	3
同行援護事業所	1
生活介護事業所	4
就労継続支援（A型）事業所	1
就労継続支援（B型）事業所	5
地域定着支援事業所	1
相談支援事業所	1

資料：健康福祉課（令和2年9月30日現在）

2 福祉活動に関わる人的資源の状況

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、町民のなかから選ばれ県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員のなかには、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は、以下の通りです。

- ・町民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと
- ・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
- ・社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- ・福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること

桂川町では45人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が2人）が活動しています。

【福祉部】

福祉部は、行政区単位に設置されるもので、住民が主役となり福祉活動を進めながら、お互いに助け合い、支え合っていこうという気持ちの輪を広げ、誰もがいきいきと安心して暮らせる地域をつくっていくことをめざして活動しています。

福祉部においては、福祉活動を主体的に行う者を福祉員とし、福祉員を総括する者を福祉部長としています。福祉部長と福祉員は、行政区内の福祉に関する主たる者（区長、民生委員・児童委員、老人クラブ会長など）が協議のうえ選任し、桂川町社会福祉協議会会長が委嘱します。

福祉部と福祉員の数の推移は、以下のとおりです。

<福祉部・福祉員数の推移>

単位：箇所・人

区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
福祉部	35	35	35	34	33
福祉員数	360	383	389	335	315

資料：桂川町社会福祉協議会

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

桂川町においては、少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実にすすんでいます。地域においても、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域社会における「つながり」の希薄化などが要因となってさまざまな問題が発生しています。

人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、地域でともに暮らす人々が、地域を構成するかけがえのないひとりとして生活していくためには、すべての住民が地域において孤立することなく、お互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。

さらに、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが大切です。

本計画の上位計画である第6次桂川町総合計画では、2015年の「国連持続可能な開発サミット」で採択された『持続可能な開発目標（SDGs）』の考え方が盛り込まれ、各種の施策が推進することとされました。SDGsは、誰ひとり取り残さないことをめざし、世界中が丸となって達成すべき目標で構成されているのが特徴です。

このような考え方から、本計画の上位計画である第6次桂川町総合計画を踏襲し、また、前計画の基本的な考え方を継承し、本計画の基本理念を「みんなが参加、みんなが笑顔、みんなが安心 みんながつながるまち けいせん」と設定し、住民と行政が協働して、性別や年齢、障がいの有無、経済的な状況などに関係なく、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていきます。

みんなが参加、みんなが笑顔、みんなが安心

みんながつながるまち けいせん

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の4つの柱を設定します。

支援につながる仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉に関する支援を利用できる地域をめざします。そのために、福祉に関する支援についての情報提供や相談支援体制を充実させ、また、成年後見制度利用の促進を図りながら、福祉に関する支援につながる仕組みづくりを進めます。

専門的な支援ができる体制づくり

誰もが必要なときに専門的な支援を利用できる地域をめざします。そのために、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域福祉の充実のために関係する組織や団体がともに協力し合っていくことで、連携した包括的な支援ができる体制づくりを進めます。

安全で安心して暮らせる基盤づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、隣近所などでの身近な助け合いとともに、地域での理解と協力による支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らせる基盤づくりを進めます。

気軽に参加できる環境づくり

誰もが気軽に社会参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し、交流の場を充実させ、ボランティア活動への参加促進を図ることで、社会参加の機会の充実を図る環境づくりを進めます。

第3節 取組の体系

基本目標	取組
I 支援につながる 仕組みづくり	1 わかりやすい情報提供の充実
	2 身近で気軽な相談支援の充実
II 専門的な支援ができる 体制づくり	1 福祉サービスの量や質の充実
	2 包括的な支援の充実
III 安全で安心して 暮らせる基盤づくり	1 隣近所などでの身近な助け合いの推進
	2 地域での理解と協力による支え合いの推進
	3 災害時の避難に向けた備えの推進
IV 気軽に参加できる 環境づくり	1 人権や福祉について学ぶ機会の充実
	2 気軽に参加できる交流の場の充実
	3 ボランティア活動への参加促進

基本目標Ⅰ 支援につながる仕組みづくり

1 わかりやすい情報提供の充実

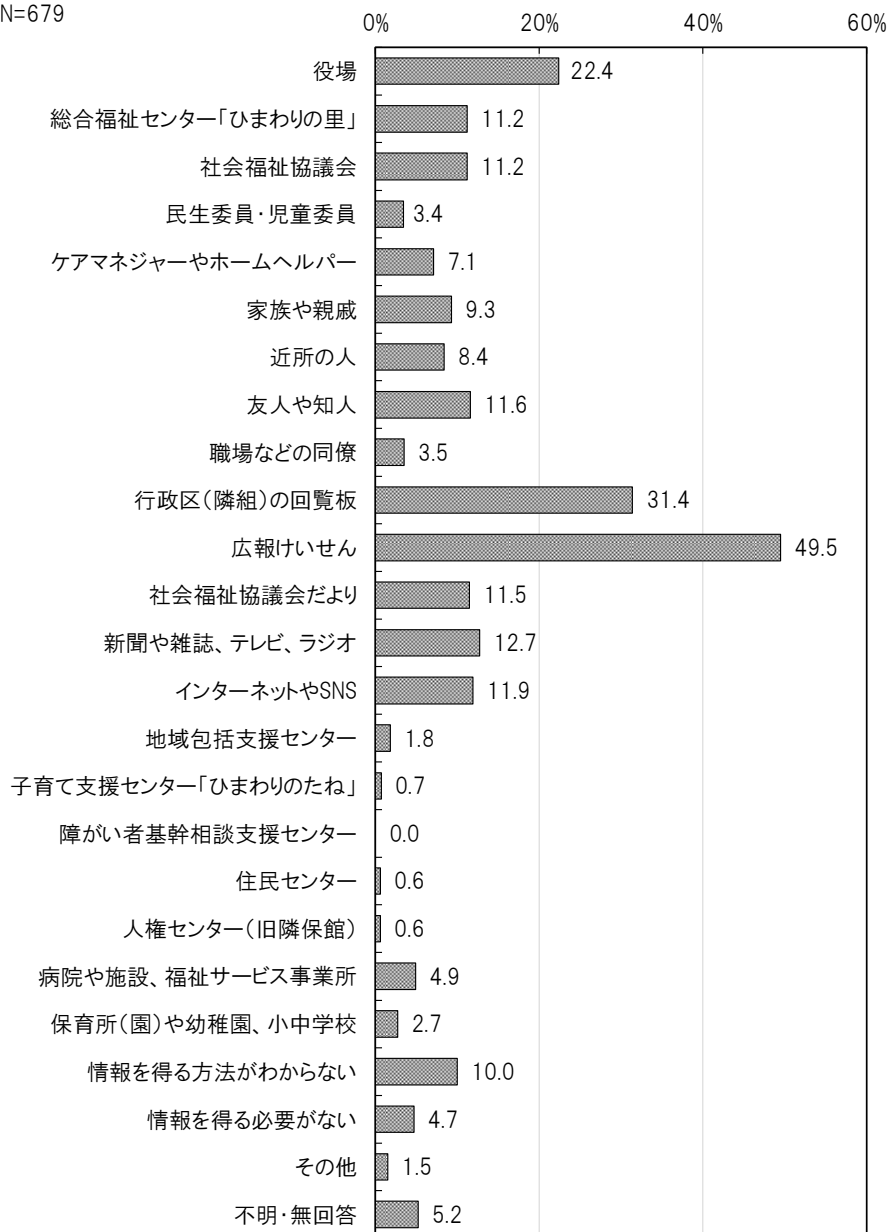
■現状と課題

○役場が発信する福祉に関する情報は、住民の重要な情報源で大事

福祉サービスに関する情報源についてたずねたところ、「広報けいせん」が49.5%と最も高く、次いで「行政区（隣組）の回覧板」が31.4%、「役場」が22.4%となりました。

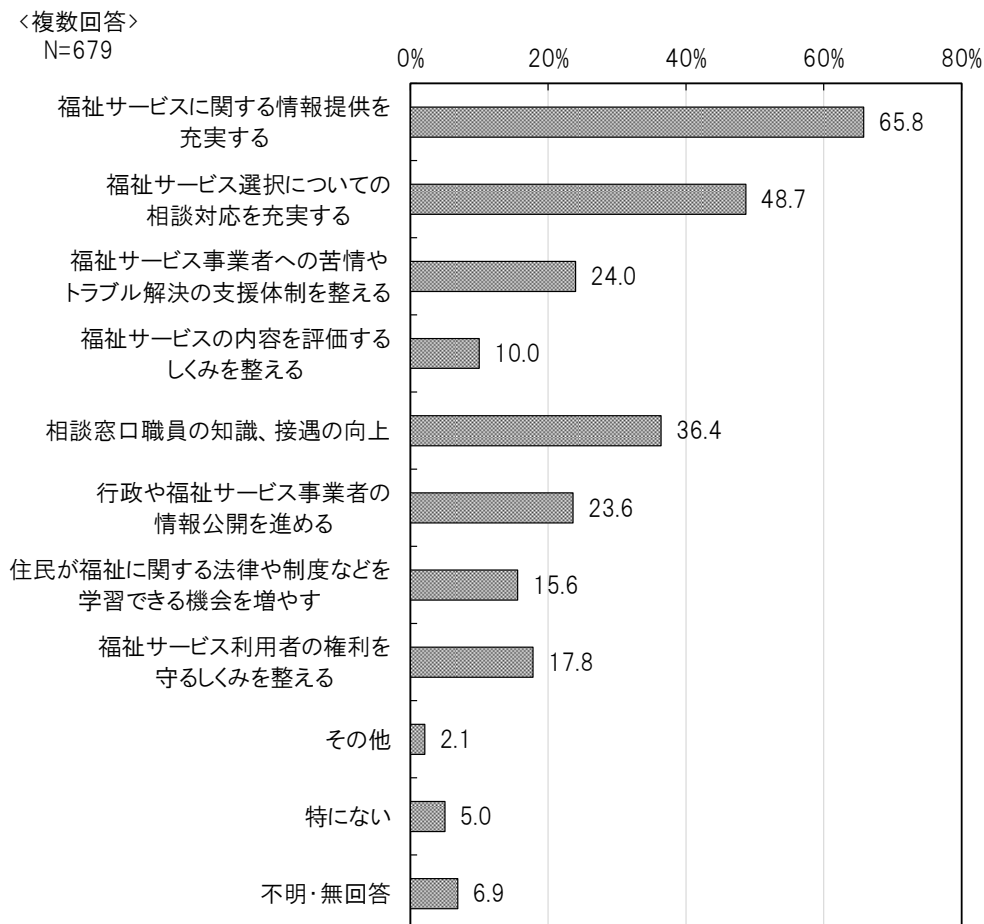
問 現在、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから（どのようにして）入手していますか

<複数回答>
N=679



また、福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び、安心して利用するために、役場が取り組むことについてたずねたところ、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が65.8%と最も高く、次いで「福祉サービス選択についての相談対応を充実する」が48.7%、「相談窓口職員の知識、接遇の向上」が36.4%となりました。

問 福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び、安心して利用するため、役場ではどのようなことに取り組む必要があると思いますか



取組の方針

- ◇ 福祉に関する支援を必要とする人が、必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを進めます。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● 広報紙や回覧板などをよく読み、福祉に関する支援についての知識を身につけます。● 福祉に関する支援についての学習会などに参加するよう心がけます。● 福祉に関する支援について、どのような情報が必要なのかということ周囲に求めると同時に、積極的に発信します。
地域の組織・団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● チラシや回覧板などを活用し、必要な福祉に関する支援の情報を伝達します。● 福祉に関する支援についての学習会などを地域で開催します。● 民生委員・児童委員などによる見守り活動や生活支援活動のなかで、福祉に関する支援の情報を提供します。
事業所などが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● 福祉サービス事業所では、必要な福祉に関する支援などについての情報を利用者やその家族に対し、十分に説明します。● 福祉サービス事業所では、地域の人たちにサービス内容を理解してもらうため、情報発信に努めます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● 社会福祉協議会の役割や活動内容について幅広く周知します。● 福祉に関する支援の情報提供の充実を図ります。

行政が
取り組むこと

- 「広報けいせん」で、福祉に関する支援についての情報提供の充実を図ります。
- 福祉に関する支援の情報提供について、文字を大きくすることやふりがなを表示するなど、情報の受け手に配慮した方法を工夫します。
- ホームページやパンフレットなどについては、見やすく読みやすくなるよう工夫するとともに、インターネットを活用しながら、福祉に関する支援についての情報を提供するように努めます。
- 福祉に関する支援の内容や利用の手続きなどの情報をわかりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、対象となる人に配布できるように努めます。
- 地域の組織や団体、保育所（園）・幼稚園、小中学校などを通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の浸透に努めます。
- 福祉に関する支援についての情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談などによるコミュニケーションの支援が行える体制を整えます。
- 福祉に関する支援についての説明会を開催するとともに、その会場では、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。
- 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人などには、その家族に対しても丁寧に説明するなど、情報が行き届くよう努めます。
- 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問するなど、きめ細かい情報の提供に努めます。

2 身近で気軽に相談支援の充実

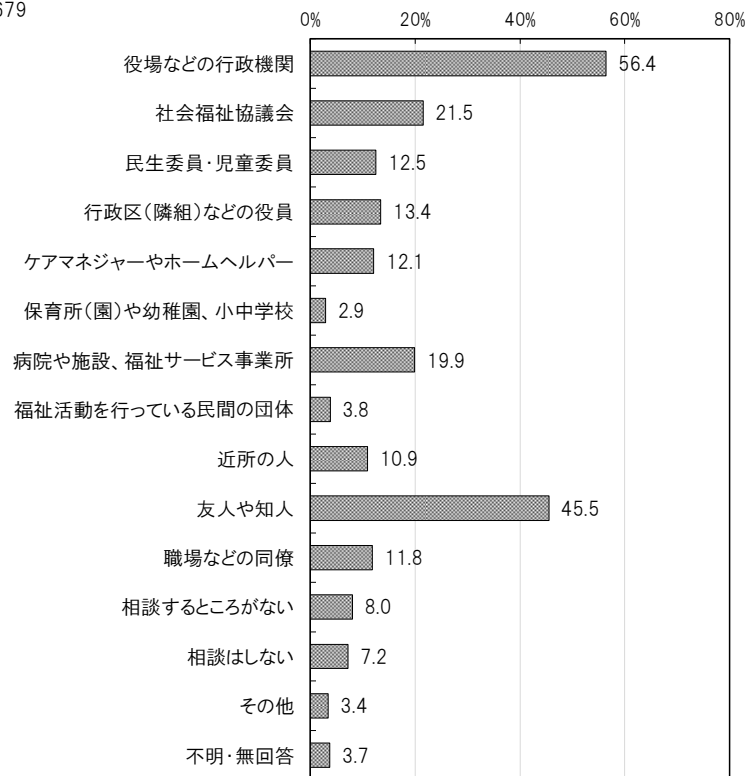
■現状と課題

○役場などの行政機関は、福祉に関する支援の相談先として期待度が高く大事

生活上の困りごとを抱えたときの家族以外の相談場所や相談相手についてたずねたところ、「役場などの行政機関」が56.4%と最も高く、次いで「友人や知人」が45.5%、「社会福祉協議会」が21.5%となりました。

問 あなた自身やご家族が、生活上の困りごとを抱えた時、家族以外で、どこ（誰）に相談しますか

<複数回答>
N=679



取組の方針

- ◇ 役場や社会福祉協議会の相談窓口、相談支援を行っている福祉サービス事業所など、地域の相談支援機関が、住民にとってより身近なものとなるように努めながら、相談支援の充実を図ります。

役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、民生委員・児童委員や地域の相談支援機関などに気軽に相談します。 ●自分や家族だけで解決していくことが困難な悩みは抱えこまず、積極的に専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。 ●必要に応じて、広報やホームページなどを利用して、専門的な関係機関の相談窓口に関する情報を収集します。
隣近所が協力して 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所の人困りごとで悩んでいたら、地域の相談支援機関や専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する支援についての専門的な関係機関の相談窓口のことを知らせていきます。 ●生活上での困りごとについて、専門的な支援の必要性が確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。 ●民生委員・児童委員同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりを進めるとともに、民生委員・児童委員の役割について、住民に知らせるよう心がけます。
事業所などが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業所が利用者やその家族にとって、より身近で気軽な相談の場となるよう、相談員の専門性の向上に努めるとともに、相談者の利便性の向上につながるよう、相談支援体制の充実を図ります。 ●利用者本人の利益を最優先に考え、本人の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援を実践します。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●相談員の専門性の向上に努めるとともに、誰もが気軽に相談できる雰囲気や環境を整えます。 ●町や各種専門機関と情報交換や連携の強化を図ります。

行政が
取り組むこと

- 誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員や地域の相談支援機関の周知を図ります。
- 総合福祉センターや役場の窓口とともに、地域包括支援センターや子育て支援センターなどを地域における相談支援の拠点として、その機能充実を図ります。
- 相談窓口担当職員の知識向上のため、研修などへの参加を促します。
- 担当する相談窓口が複数箇所にあたるときには、相談者に対し丁寧な案内を心がけるとともに、必要に応じ、同行しながら支援します。
- 相談支援が、住民にとってより身近なものとなるよう、地域へ出向き、相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につないでいくアウトリーチ型の支援を進めます。
- 民生委員・児童委員に対し、研修を行い、スキルアップを図ります。

基本目標Ⅱ 専門的な支援ができる体制づくり

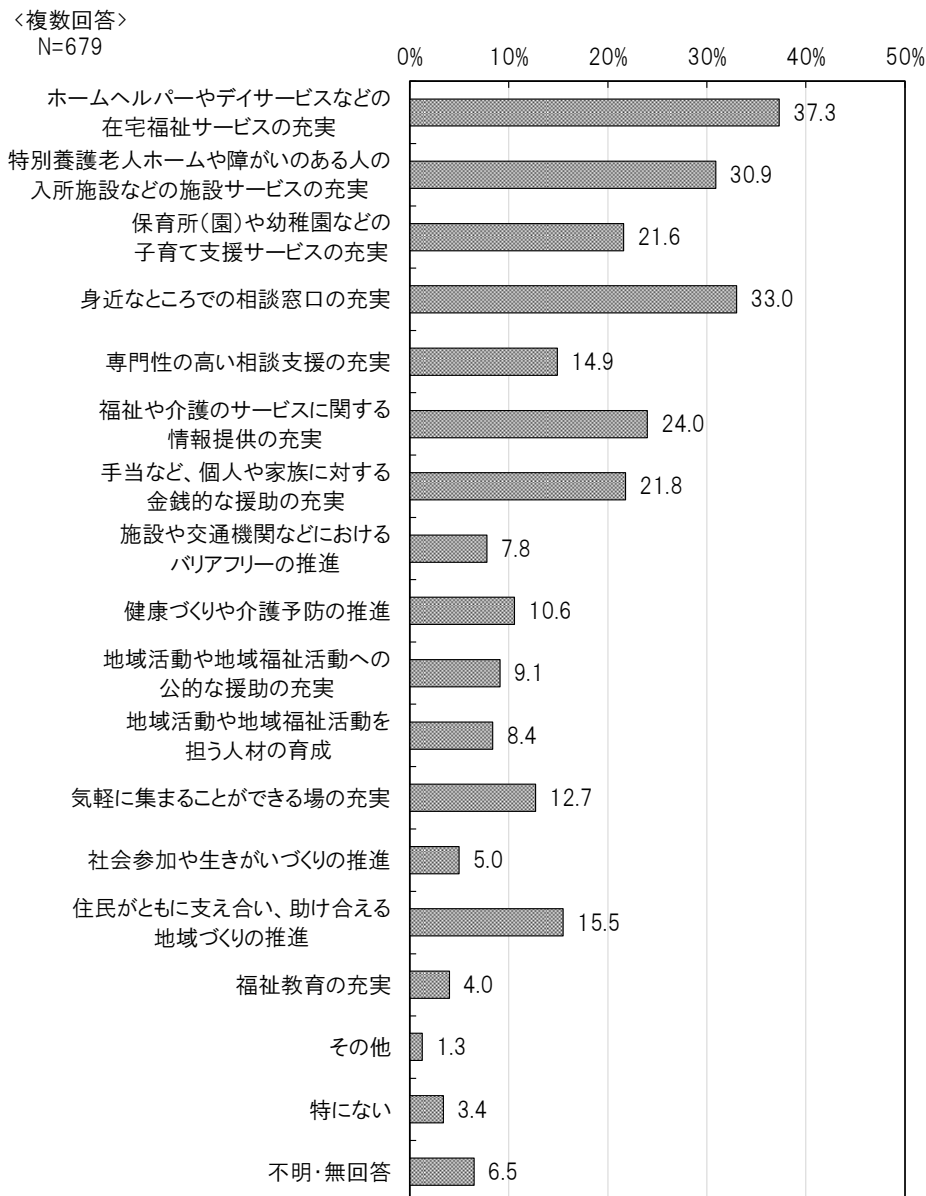
1 福祉サービスの量や質の充実

■現状と課題

○福祉サービスの充実を図っていくことが大事

住民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切だと思うかたずねたところ、「ホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実」が37.3%と最も高く、「特別養護老人ホームや障がいのある人の入所施設などの施設サービスの充実」も30.9%で、高い回答割合となりました。

問 住民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切だと思いますか



取組の方針

- ◇ 法や制度に定める支援や各種福祉サービスについて、必要とする住民に対し適切に提供できる体制づくりを進めることで、支援の量の確保と質の向上を図ります。

役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスを利用する際、わからないことは問い合わせ、説明を求めます。 ●福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口などを活用します。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業所での行事などに積極的に参加し、交流を深めながら、地域と同事業所との信頼関係を築きます。
事業所などが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業所では、利用者の利益を最優先に考えたサービスを提供し、その質の向上に努めます。 ●福祉サービス事業所での行事などに地域からの参加を求め、交流を深めながら、同事業所と地域との信頼関係を築きます。 ●福祉サービス事業所では、感染症対策の訓練などの実施とともに、感染症発生時に備えた平時からの事前準備（適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄など）や、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築などを行うよう努めます。 ●福祉サービス事業所の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実を図ります。 ●感染症対策に資するため、平時から情報通信技術（ICT）を活用した業務のオンライン化の推進に努めます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる質の高い福祉サービスを提供します。 ●福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、苦情相談窓口や第三者委員等の苦情解決制度を説明するとともに、その解決に向けて適切に対応します。

行政が
取り組むこと

- 福祉や介護、保健分野などの個別計画を進めることにより、福祉サービスの質や量の充実を図ります。
- 住民からの求めに的確に対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービスの充実に努めます。
- 福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取組について啓発します。
- 福祉バスや買い物・通院バスの運用については、利用者の利便性を高めるための検討を進めます。
- 福祉サービスの利用にあたっての苦情解決のため、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度について周知するとともに、住民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。
- 福祉サービス事業所などに対し、感染症対策の訓練や感染拡大防止策の周知啓発の実施とともに、感染症発生時に備えた平時からの事前準備（適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄など）や、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築などを行うよう促します。
- 福祉サービス事業所の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実を図ります。
- 感染症対策に資するため、平時から情報通信技術（ICT）を活用した業務のオンライン化の推進に努めます。

2 包括的な支援の充実

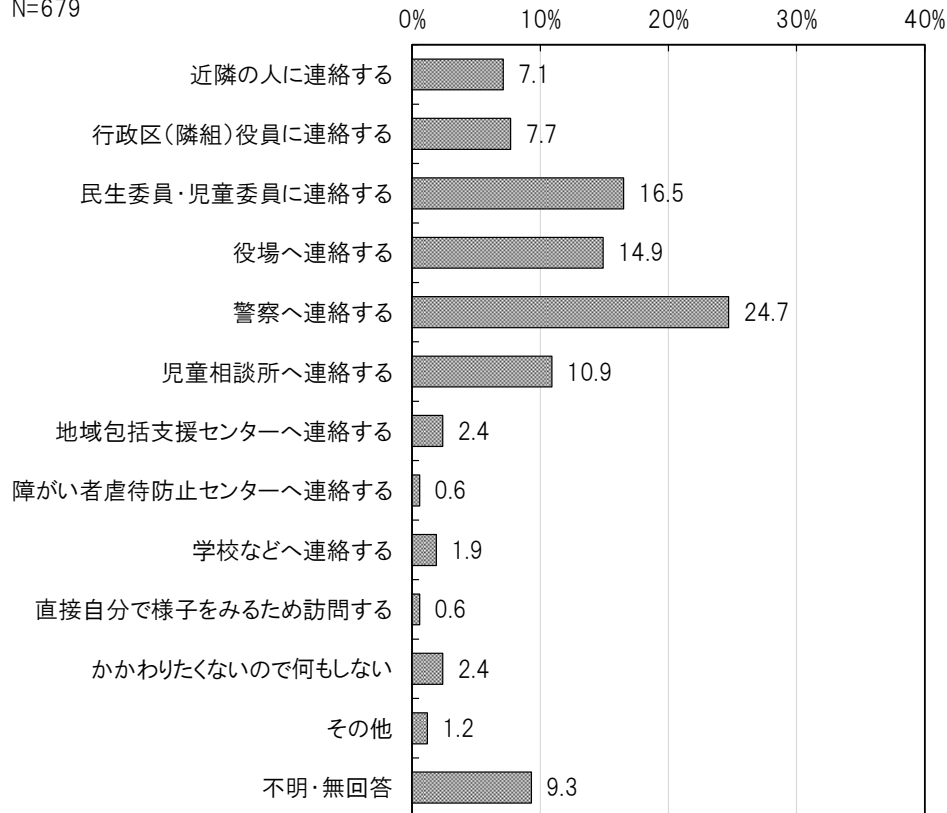
■現状と課題

○虐待の早期発見や防止のために関係機関が連携を強化していくことが大事

虐待が発生していると思われたときの最初の対応についてたずねたところ、「警察へ連絡する」が24.7%と最も高くなりました。虐待の発生が懸念される場合、速やかに対応してくれることを期待し、その機能を有する「警察」の回答割合が高くなったものと思われます。虐待の早期発見や防止のためには、周りで関わる人たちが丁寧に様子を把握するとともに、関係機関が連携を強化していくことが必要になります。

問 もしあなたの周囲で、虐待が発生しているとあなた自身が思われたら、最初どのように対応しますか

＜単数回答＞
N=679



取組の方針

- ◇ 複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱える人や世帯などに速やかに対応し、適切な福祉に関する支援につながるように、役場内ならびに地域の相談支援機関や関係機関の間で情報共有や連携を強化しながら、相談支援や包括的な支援ができる体制の充実を図ります。

役割分担

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自分や家族の力だけでは解決ができない課題を抱え込まず、専門的な相談窓口の利用や、専門的な関係機関からの支援を求めるよう心がけます。 ●自分が、家族などから虐待などの不適切な扱いを受けていると感じるときには、速やかに誰かに相談し、支援を求めます。 ●自分の周囲で、子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついた時には、支援につながるよう、警察や児童相談所などの専門機関、町の担当課や子育て支援センター、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターへ、速やかに連絡します。
<p>隣近所が協力して 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所の人々が複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口の利用や、専門的な関係機関からの支援を求めるよう声をかけ合います。 ●隣近所で、子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついた時には、支援につながるよう、警察や児童相談所などの専門機関、町の担当課や子育て支援センター、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターへ、速やかに連絡します。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃から、複雑かつ多問題化した生活上の課題に関する専門的な相談窓口の利用や、専門的な関係機関からの支援のことを知らせていきます。 ●見守り活動や生活支援活動などで、複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱え込んでいることが確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。 ●子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待を防止するため、気にかかる家庭については、民生委員・児童委員と近隣者が協力しながら、声かけや見守りを進めます。
<p>事業所などが 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業所で、利用者が複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱えているときには、関係する機関や事業所などと情報を共有し、連携を図りながら、包括的な支援のために協力します。

<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none">●地域の相談支援に取り組む組織や団体、事業所などと協力や連携を図りながら、生活上の課題を抱える人や世帯の相談支援に応じていく体制づくりを進めます。●地域の組織や団体、関係機関、事業所などの理解と協力、参加を求めながら、地域のなかで支援を必要とする人や世帯を包括的かつ継続的に支援できる体制づくりを進めます。●公的な制度だけでは対応できない人などに対して、自立した生活が送れるよう、新たな事業や取組の検討、実施に努めるとともに、住民が抱える生活上の課題に的確に対応していくため、新たなニーズの把握に努めます。●認知症や知的障がい、精神障がいなどにより適切な判断が難しい人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の使い方を提案・支援する日常生活自立支援事業の周知と利用促進に努めます。●成年後見制度につなげるための体制づくりに協力します。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none">●地域共生社会の実現に向け、地域生活課題を抱える人や世帯に対する一体的かつ重層的な支援体制づくりのための検討を進めます。●地域で活動している相談支援窓口のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら、複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱える人や世帯の包括的な相談支援に応じていく体制づくりを進めます。●生活に困窮する人や世帯に関わる情報を役場内で共有することで、速やかに相談支援につながるよう努めます。●地域の組織や団体、事業所などの理解と協力、参加を求めながら、地域での生活を送る上で支援を必要とする人や世帯に対する包括的な生活支援に関する体制づくりを進めます。●福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、認知症の人や福祉サービス利用者の支援のため、情報共有や連携を強化できるような仕組みづくりを進めます。●福祉サービスを必要とする人や世帯へのきめ細かい対応のため、地域ケア会議や自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会などの支援に関係する組織・団体間の協議の場について、さらなる機能充実を図ります。●低所得などで生活に困窮する人や世帯に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多問題化している生活上の課題の改善に向けた包括的な支援を進めていきます。

行政が
取り組むこと

- 虐待問題に対応する相談や連絡の窓口の周知と機能充実を図ります。
- 地域からの虐待に関する連絡に対し、速やかに対応できる体制づくりとともに、きめ細かいケアや包括的な支援のさらなる充実を図ります。
- 虐待の加害者に対し、心理的なケアを含めた支援について、関係機関と連携しながら、取り組んでいきます。
- 成年後見制度に関する広報活動や出前講座などを実施し、周知啓発に努めます。
- 町長申立や後見活動の報酬助成を行うことで、成年後見制度を必要とする人を利用につなげる支援を実施します。
- 社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業と連動し、認知症や障がいの程度に応じてスムーズに成年後見制度へ移行するよう努めます。
- 関係機関が実施している市民後見人養成講座の受講を推進し、市民後見人の育成に取り組みます。
- 関係各課と協力のもと、自殺対策研修会やゲートキーパー養成講座を実施し、人材育成に努めるとともに、関係機関・団体との連携を図り、自殺予防に関する地域におけるネットワークを強化します。

基本目標Ⅲ 安全で安心して暮らせる基盤づくり

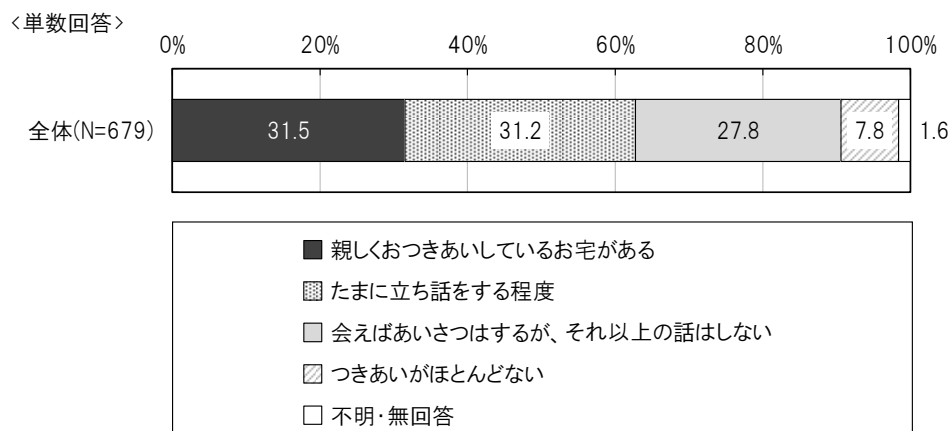
1 隣近所などでの身近な助け合いの推進

■現状と課題

○近所づきあいや助け合いが大事との思いが強い

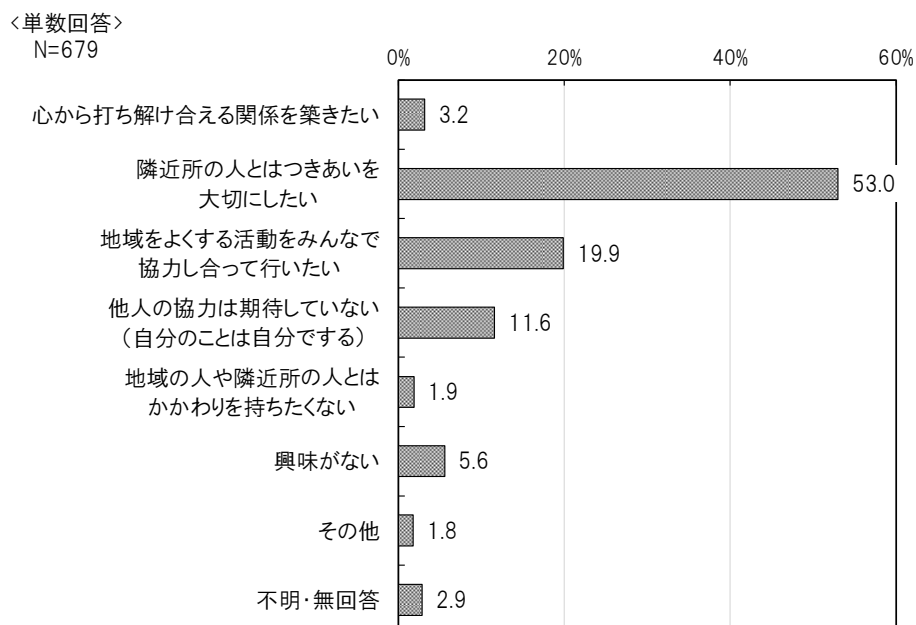
普段の近所づきあいの程度についてたずねたところ、「親しくおつきあいしているお宅がある」が31.5%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」が31.2%、「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」が27.8%となりました。

問 普段近所の人とどの程度のつきあいをしていますか



また、地域での人と人との関わりについて、考えに近いものについてたずねたところ、「隣近所の人とはつきあいは大切にしたい」が53.0%と最も高く、次いで「地域をよくする活動をみんなで協力し合って行いたい」が19.9%、「他人の協力は期待していない（自分のことは自分です）」が11.6%となりました。

問 地域での人と人との関わりについて、考えに近いものを選んでください



取組の方針

- ◇ 隣近所の人たちや地域の人たち同士の関わりを深め、お互いに支え合い、助け合うことで、同じ地域で生活する誰もが、地域において孤立することなく、安心した暮らしとなることをめざします。

役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。●地域の活動や行事などに参加するよう心がけます。●自分ひとりでできないことは、隣近所の人たちに支援や手助けをお願いします。
隣近所が協力して 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所でお互いに協力し合いながら、見守りを心がけます。●困りごとが生じた場合には、隣近所のなかで、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。●ごみ出し、買い物や通院などの外出といった日常生活の上でちょっとしたことが十分にできず、困っている人や家族に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●隣近所の人たちや地域の人たち同士の関わりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●隣近所の人たちや地域の人たち同士の関わりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。

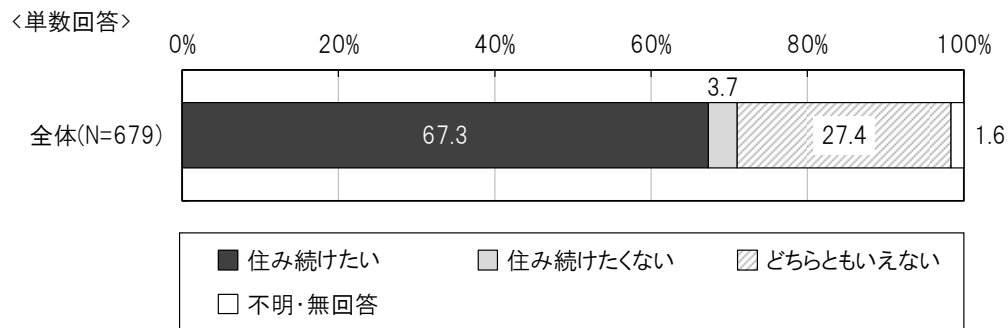
2 地域での理解と協力による支え合いの推進

■現状と課題

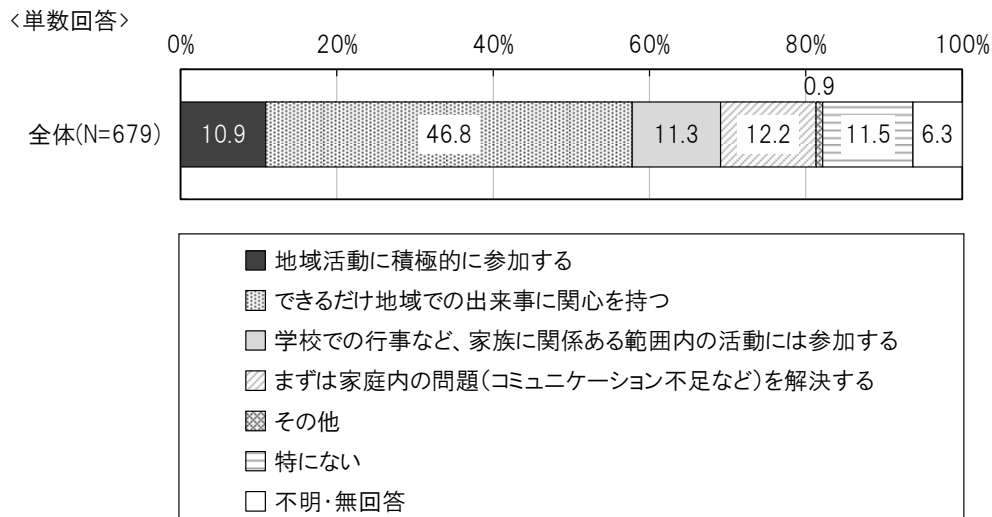
○この地域に愛着を感じ、地域で支え合っていく福祉のあり方が大事との思いが強い

これからも現在住んでいるところに住み続けたいかたずねたところ、「住み続けたい」が67.3%でおよそ7割となり、逆に、「住み続けたくない」はわずか3.7%でした。また、私たち一人ひとりが安心して地域のなかで暮らしていくために、住民のひとりとしてできることについてたずねたところ、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が46.8%と最も高くなりました。

問 これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思いますか

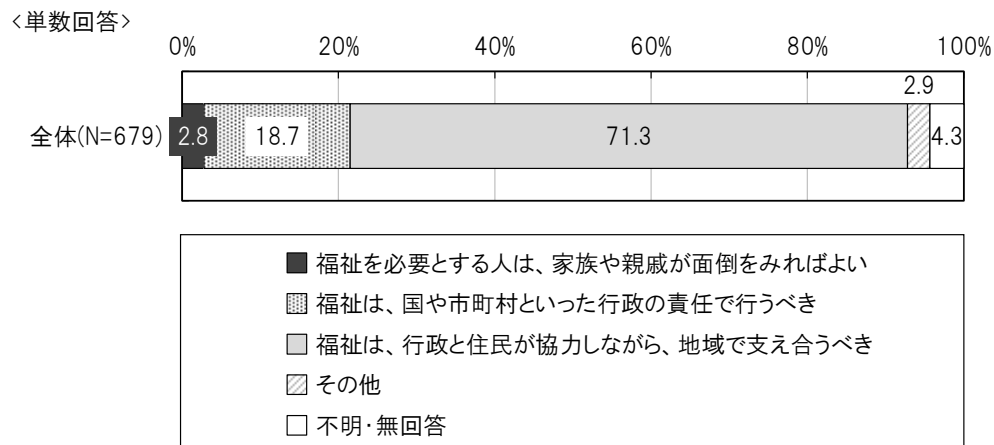


問 私たち一人ひとりが安心して地域のなかで暮らしていくために、町民のひとりとして、あなたができることはどんなことだと思いますか



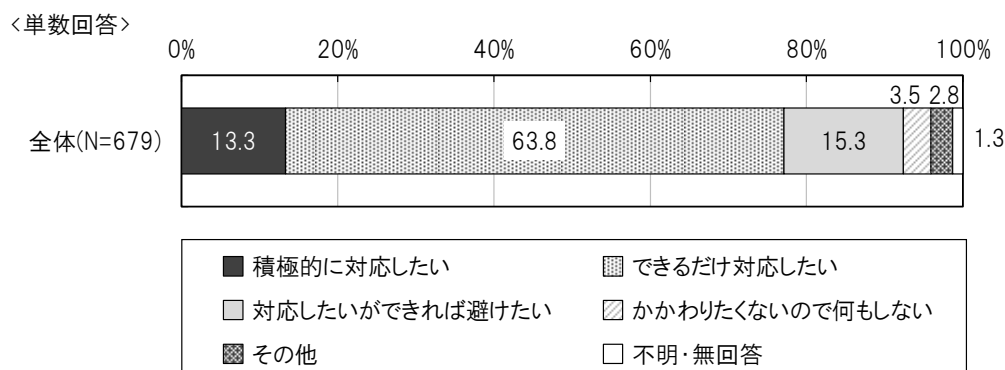
これからの「福祉」のあり方についてたずねたところ、「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」が71.3%と最も高くなりました。

問 これからの「福祉」のあり方は、どのようなべきだと思いますか

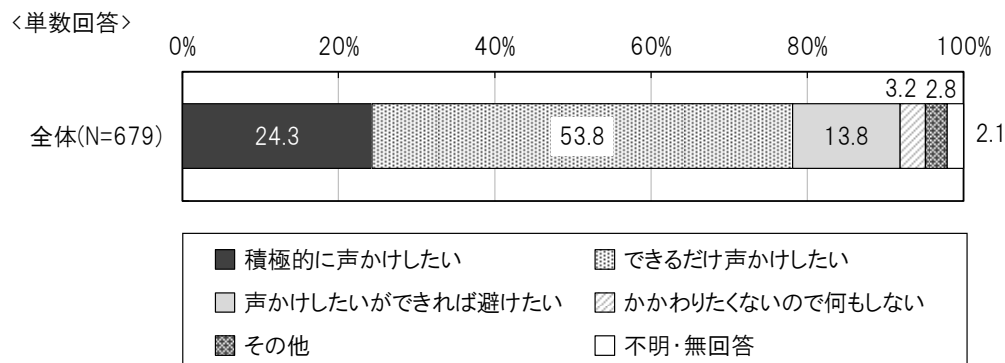


日々の暮らしのなかで困りごとを抱える人から助けの求めへの対応についてたずねたところ、「できるだけ対応したい」が63.8%と最も高くなりました。また、認知症と思われる人がまちなかで戸惑っている様子を見かけたときの対応についてたずねたところ、「できるだけ声かけしたい」が53.8%と最も高くなりました。

問 日々の暮らしのなかで困りごとを抱える人から助けを求められた時、どう対応したいと思いますか



問 認知症と思われる人がまちなかで戸惑っている様子を見かけた時、どのように対応したいと思いますか

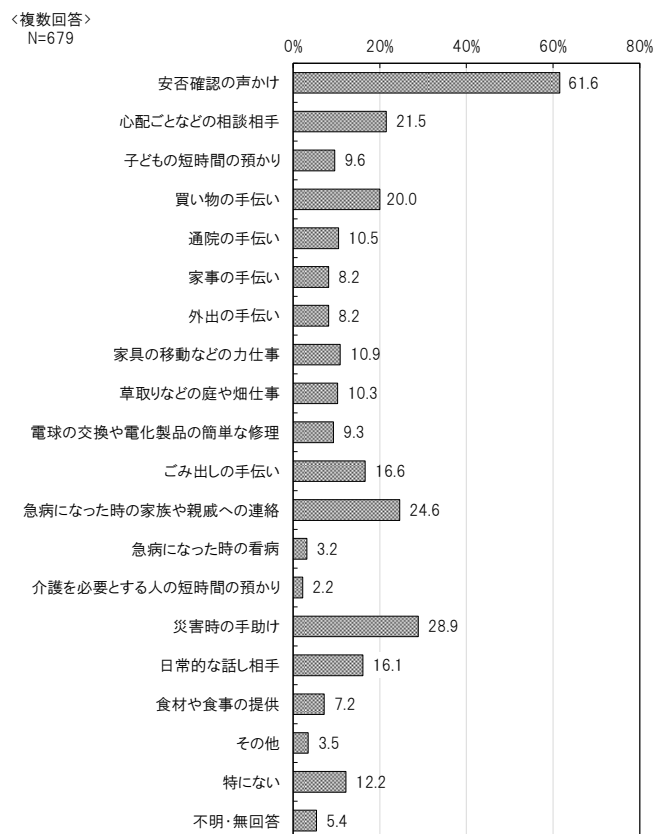
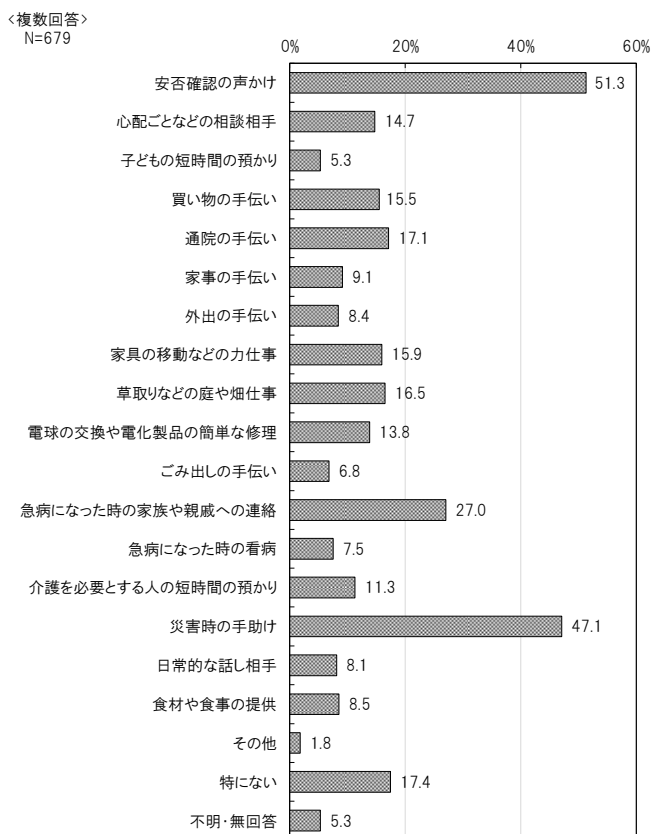


○地域での理解と協力による支え合いの活動を行っていくことが大事

地域の人たちに求める支援と、地域の人たちに対してできる支援についてたずねたところ、「安否確認の声かけ」や「災害時の手助け」については、両者ともに高くなりました。これらは、地域での支え合いや助け合いが期待できる取組といえます。一方、「急病になった時の看病」や「介護を必要とする人の短時間の預かり」については、求める支援に比べると、支援できることとしては低くなりました。これらについては、住民同士では難しい取組といえます。

問 あなたや家族に助けが必要になった時、地域の人たちにどのような支援をしてほしいと思いますか

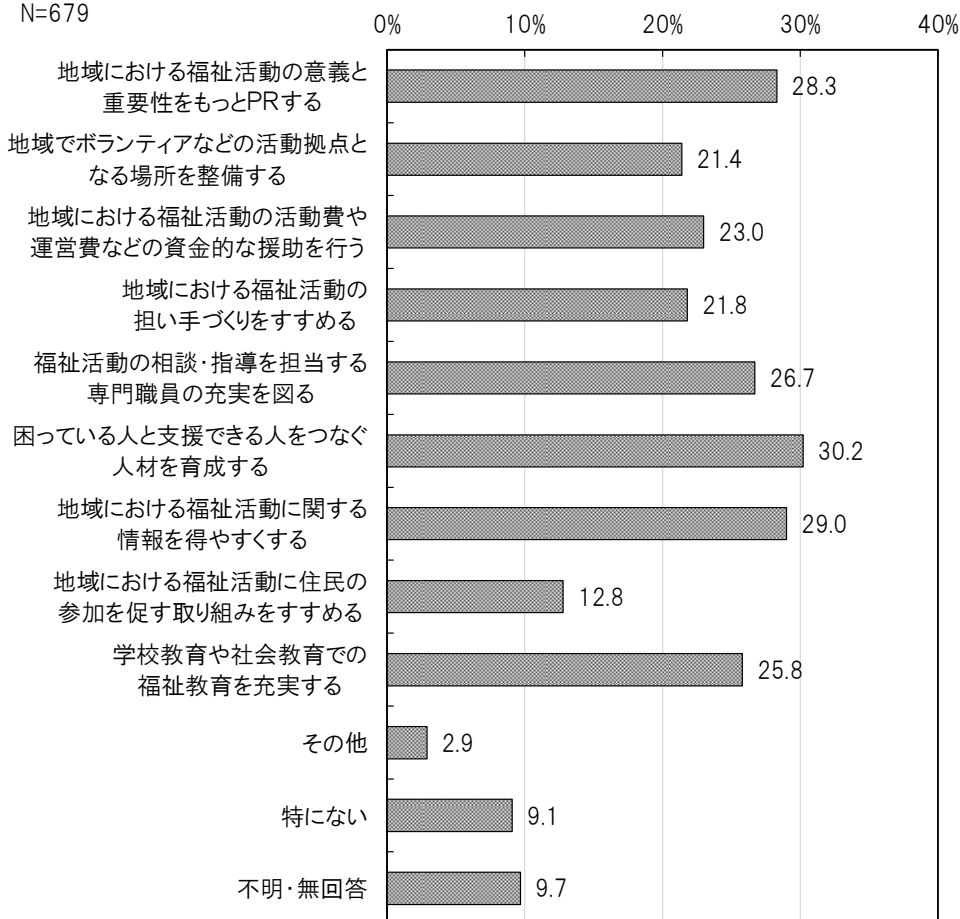
問 あなたの身近なところで、困っている人がいた場合、あなた自身はどのような支援ができると思いますか



今後、地域における支え合いや助け合いの活動を活発にしていくために重要なことをたずねたところ、「困っている人と支援できる人をつなぐ人材を育成する」が30.2%と最も高くなりました。

問 今後、地域における支え合いや助け合いの活動を活発にしていくことが大切になってきます。そのためには、どのようなことが重要だと思いますか

〈複数回答〉
N=679



取組の方針

- ◇ 地域との関わりが希薄になり、孤立しがちな生活となっている人や世帯、家族だけでは支援が難しい認知症高齢者や障がいのある人、生活に困窮する人や世帯などが安心して暮らせる支援の充実をめざし、地域での理解と協力による支え合いの活動を進めます。

役割分担

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行政区や老人クラブ、民生委員・児童委員などによる見守り活動や生活支援活動について理解を示し、可能な限り協力するとともに、活動する人たちに対し否定的な姿勢でのぞむことなく、労いの気持ちと言葉かけを大切にします。 ●認知症の家族に関する情報について、不慮の事故などを防ぐため、人権を尊重しながら、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。
<p>隣近所が協力して 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所に気にかかる人がいたら、身近なつながりのなかで支援していくために、行政区や老人クラブ、民生委員・児童委員などによる見守り活動や生活支援活動と協力し合います。 ●隣近所に暮らす認知症を抱える人や家族のことを隣近所の人たちの間で理解し合い、助け合います。 ●振り込め詐欺や、いわゆる悪質商法などの消費者被害にあわないよう、また不審者などの情報について、隣近所の人たちの間で声をかけ合い、情報を共有するよう努めます。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行政区や老人クラブ、民生委員・児童委員などによるひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、子育て家族、障がいのある人、外国人など、支援が必要な人や世帯に対する見守り活動、生活支援活動を進めます。 ●認知症を抱える人や家族について、お互いに協力し合いながら見守ります。 ●ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がいのある人、子育て家族、外国人など、支援が必要な人や世帯に対する見守り活動や生活支援活動を充実させるため、住民と行政区、民生委員・児童委員などの間でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有を進めます。 ●民生委員・児童委員などの限られた人たちに過度な負担が強いられない福祉活動のあり方について検討を進めます。

<p>事業所などが 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業所は、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。 ●事業者は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報など、見守り活動に寄与するよう努めます。 ●事業者は、その事業活動で、買い物支援などのサービスを工夫するよう努めます。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の支え合い活動で助け合い、地域全体で解決できる仕組みづくりを進めます。 ●身近な地域のなかで、支援が必要な人や世帯の見守り活動や生活支援活動を支援します。 ●振り込め詐欺や、いわゆる悪質商法などの消費者被害にあわないよう、消費生活センターと連携しながら出前講座などを実施し、地域における防犯活動の充実を図ります。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉活動を進める際の課題となっている個人情報取り扱いについてのルールづくりを進めます。 ●行政区や老人クラブ、民生委員・児童委員などによるひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がいのある人、子育て家族、外国人など、支援が必要な人や世帯に対する見守り活動、生活支援活動を支援します。 ●事業者が、その事業活動を行いながら実施に努める見守り活動について、組織的な取組となるよう関係者間で検討し、調整を図っていきます。 ●振り込め詐欺や、いわゆる悪質商法などの消費者被害にあわないよう、また不審者対策などについて、警察や消費生活センターなどと連携しながら防犯対策の強化を進めるとともに、出前講座などをしながら地域における防犯活動の充実を図ります。

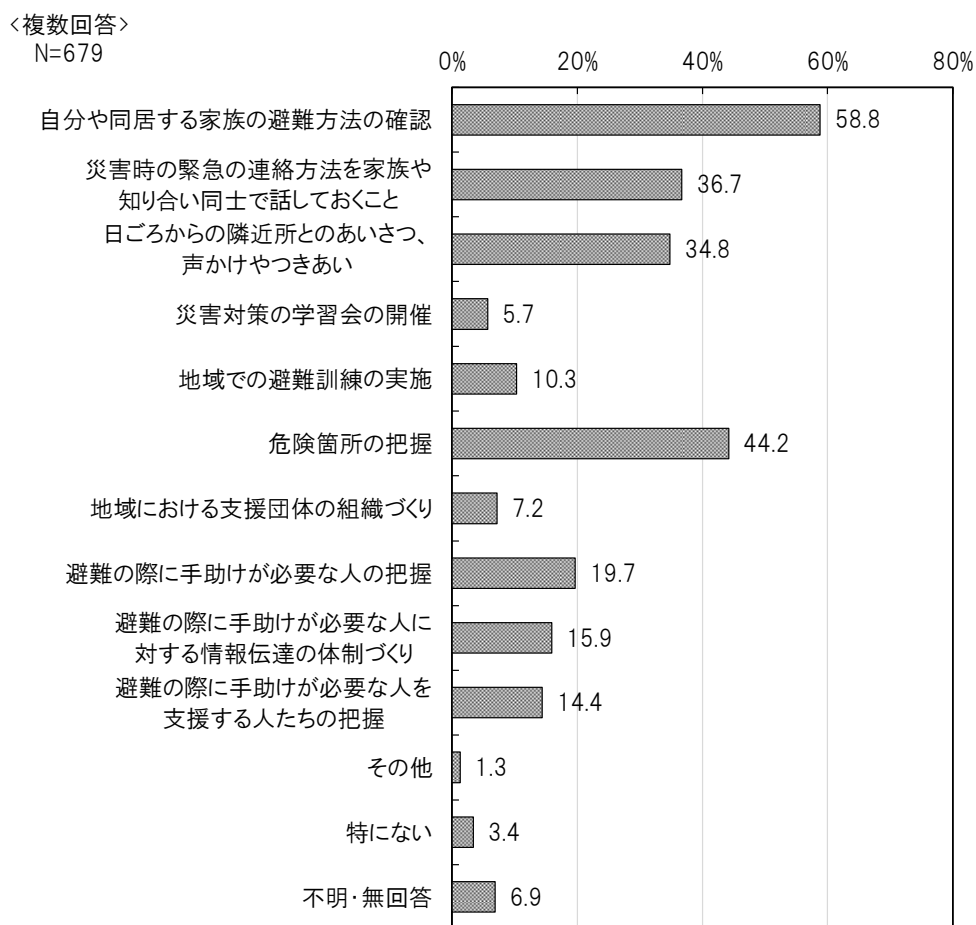
3 災害時の避難に向けた備えの推進

■現状と課題

○災害時に必要となる対応を想定しながら備えを整えておくことが大事

「自分や同居する家族の避難方法の確認」が 58.8%と最も高く、次いで「危険箇所の把握」が 44.2%、「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」が 36.7%となりました。

問 地震や台風などの災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか



取組の方針

◇ 災害時の円滑な避難行動に備える活動を進めることで、いのちを守る支援の充実を図ります。

役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●大雨などによって発生する土砂災害や河川の堤防決壊による水害の発生が予想されるエリアを示す「桂川町ハザードマップ」を活用して、大雨による水害や土砂災害が発生するエリアを把握しておきます。●災害時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払うとともに、日頃から「桂川町ハザードマップ」を活用しながら、避難経路や避難場所について確認しておきます。●町が実施する避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取組について理解し、可能な限り協力します。●地域での防災や減災に関する取組に参加します。
隣近所が協力して 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●災害時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービス事業所では、日頃から「桂川町ハザードマップ」を活用しながら、大雨による水害や土砂災害が発生するエリアを把握し、避難所までの経路の確認をしておきます。●防災や減災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めます。●自主防災組織活動を活性化し、災害時に支援し合える体制を整えます。●災害時、避難行動に支援が必要な人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制を築きます。●災害時、避難行動に支援が必要な人を交え、必要となるさまざまな対応を想定して、防災訓練を実施します。

<p>事業所などが 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業所では、「桂川町ハザードマップ」を活用して、日頃から大雨による水害や土砂災害が発生するエリアを把握し、避難所・避難場所までの経路を確認します。 ●福祉サービス事業所では、避難訓練などを実施するとともに、「桂川町ハザードマップ」などを活用し事業所におけるリスク、ならびに食料や飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況などを確認します。 ●福祉サービス事業所では、災害対策に資するため、平時から情報通信技術（ICT）を活用した業務のオンライン化の推進に努めます。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害などの緊急時に備え、避難行動に際し支援を必要とする人への見守りや声かけが、日頃から行われる仕組みづくりを進めます。 ●災害時の対応について、近隣市町の社会福祉協議会とのさらなる連携強化を図ります。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「桂川町ハザードマップ」を活用して、日頃から大雨による水害や土砂災害が発生するエリアを把握し、家もしくは福祉サービス事業所から避難所・避難場所までの経路の確認をしておくことを啓発します。 ●自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練などへの支援を行います。 ●住民の防災意識を高めるよう、広報紙や講座などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。 ●避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取組についての理解と協力を求める啓発活動を進めます。 ●災害時に必要となるさまざまな対応を想定して、避難準備情報などの伝達訓練や防災訓練を行います。 ●災害時に一般避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、福祉施設が十分に活用できるよう、施設側との協議を深めます。 ●福祉サービス事業所などに対し、避難訓練や防災啓発活動の実施を促すとともに、「桂川町ハザードマップ」などを活用した各事業所におけるリスク、ならびに食料や飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況などについて、確認を行うよう促します。 ●災害対策に資するため、平時から情報通信技術（ICT）を活用した業務のオンライン化の推進に努めます。

基本目標Ⅳ 気軽に参加できる環境づくり

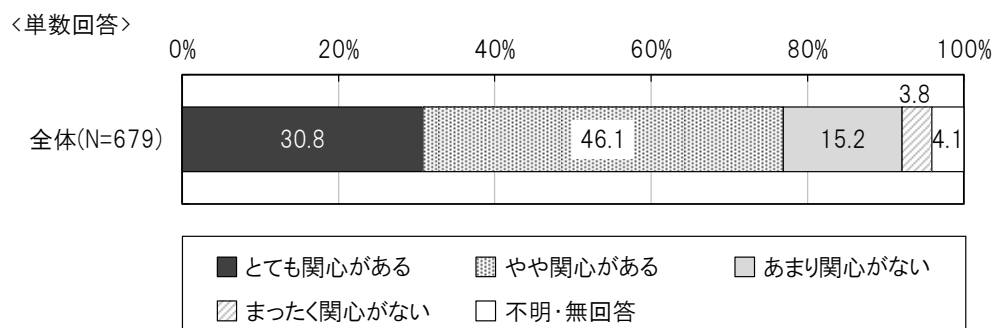
1 人権や福祉について学ぶ機会の充実

■現状と課題

○住民は福祉に対し、高い関心がある

「福祉」への関心度についてたずねたところ、「とても関心がある」と「やや関心がある」をあわせた『関心がある』と回答した人の割合が76.9%とおよそ8割を占めていました。

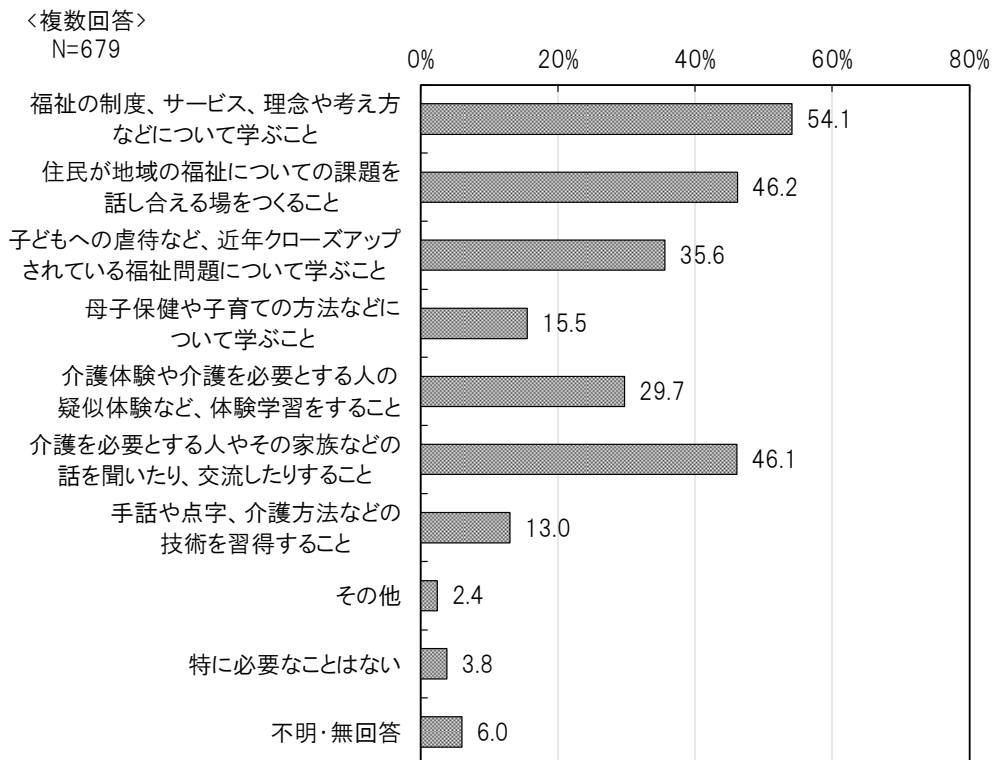
問 「福祉」に関心がありますか



○福祉に関する学びの場や機会の充実を図っていくことが大事

住民が福祉に関する理解を深めるために必要な機会についてたずねたところ、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が54.1%と最も高く、次いで「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」が46.2%、「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が46.1%となりました。

問 福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思いますか



取組の方針

- ◇ 人権や福祉に関する学びの場や機会の充実を図るとともに、家族のなかだけで福祉の課題を抱え込んでしまうことがないように、福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などについて、学ぶ場や機会の充実を図ります。

役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●人権や福祉について理解を深めます。 ●人権や福祉についての学習会などに参加します。 ●福祉や介護の制度やサービス、介護や支援の方法、育児や子育て不安の解消などに関する学習会などに参加します。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の資源や人材を活かしながら、人権、福祉、介護の制度やサービス、介護や支援の方法、育児や子育て不安の解消などに関する学習会などを開催し、かつ、その継続に努めます。 ●認知症サポーター養成講座の開催を町へ依頼し、住民に参加を求めます。 ●保育所（園）・幼稚園や小中学校では、児童生徒のみならず、保護者を含め、福祉や介護の制度やサービス、介護や支援の方法、育児や子育て不安の解消などについて、学ぶ機会をつくります。

社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉への理解と関心を高める場づくりを進めます。 ●児童や生徒を対象とした福祉教育の充実を支援します。 ●住民の福祉力向上のための講座や学習会などを行います。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●人権や福祉をテーマとした講演会やイベントを開催します。 ●福祉や介護の制度やサービス、介護や支援の方法、育児や子育て不安の解消などに関する学習会や出前講座などを実施し、福祉の制度や支援の方法などについての理解を深める取組を進めます。 ●地域や学校、住民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座の開催を進めます。

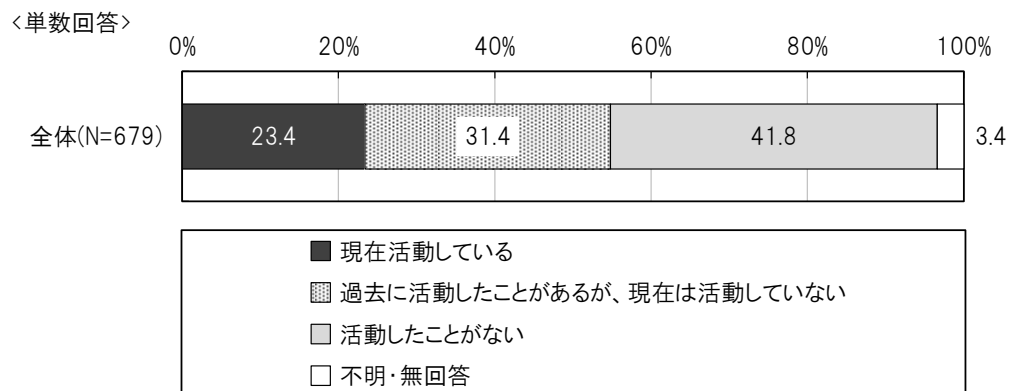
2 気軽に参加できる交流の場の充実

■現状と課題

○身近な地域での交流の場や機会の充実を図っていくことが大事

地区や子ども会、老人クラブなどの地域活動の経験についてたずねたところ、「活動したことがない」が41.8%と最も高くなりました。

問 現在、地区や子ども会、老人クラブの活動など、地域活動をしていますか



取組の方針

- ◇ 社会参加を促すため、地域において孤立もしくは孤立しがちな人たちが、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

役割分担

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政区や老人クラブ、子ども会などの活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。 ● 自分や家族が興味関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、参加するよう心がけます。 ● 地域で取り組む高齢者支援のサロン、子育て支援のサロンやサークルなどに参加するよう心がけます。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や行政区で行われている活動や行事、また、老人クラブや子ども会などの各種団体の意義について周知し、参加を促します。 ● 行政区の公民館などを利用した、身近なところで気軽集える機会を積極的に設けます。 ● 地域で取り組む高齢者支援のサロンや子育て支援のサロン、サークルなどへの参加を呼びかけるとともに、誰もが参加しやすいサロンやサークルの内容を工夫します。 ● サロンやサークルの運営について工夫を凝らし、理解と協力を求めながら、ボランティアの確保に努めます。 ● 子育て家族と高齢者など、異年齢・異世代で集い、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。 ● 高齢者をはじめ、参加する人たちが持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場や機会をつくり、充実を図ります。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で取り組むサロンなど、誰もが日常的に集い、交流し、見守り、支え合う活動ができる「場」づくりを支援します。 ● 家族介護者や障がいのある人同士、子育て家族のふれあいなど、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で取り組む交流の場や機会の活動を支援します。 ● 家族介護者や障がいのある人同士、子育て家族のふれあいなど、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。 ● 地域や行政区で行われている行事などについて広報するとともに、行政区加入の促進や加入継続を図る取組に努めます。

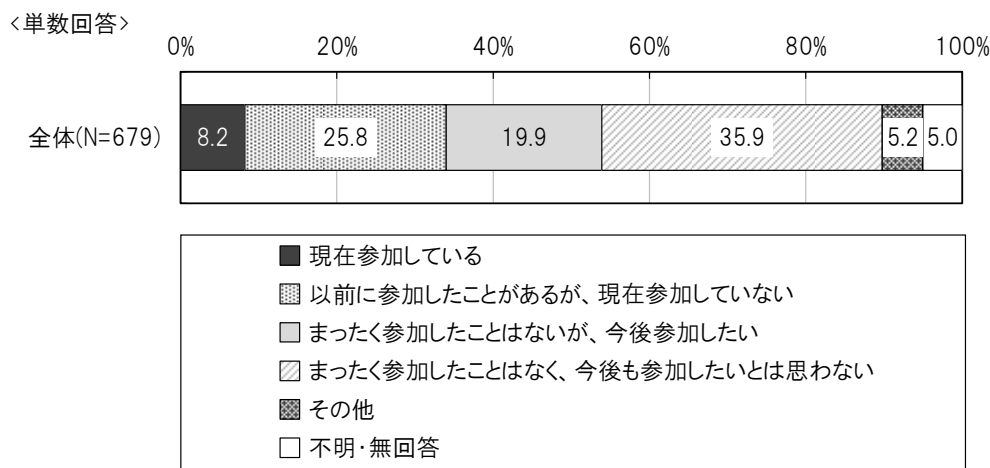
3 ボランティア活動への参加促進

■現状と課題

○ボランティア活動への参加を促すさらなる工夫が大事

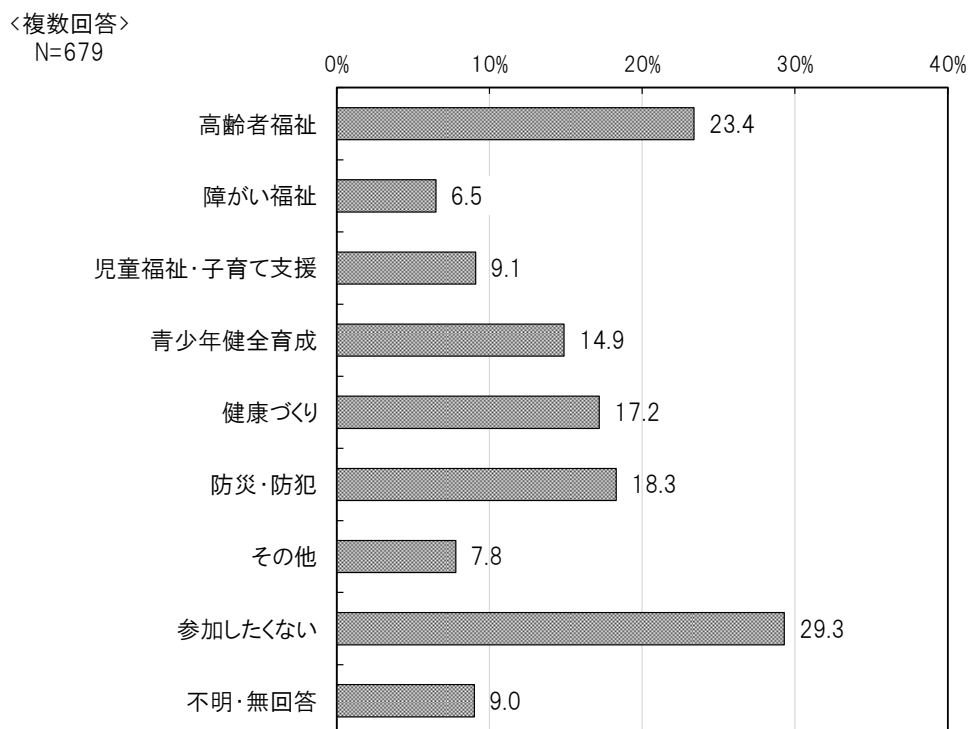
「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が35.9%と最も高くなりました。

問 個人的にボランティア活動に参加したことがありますか



福祉に関わる地域活動やボランティア活動への参加意向についてたずねたところ、「参加したくない」が29.3%と最も高くなりました。

問 今後、次のような福祉に関わる地域活動やボランティア活動などに参加したいと思いますか



取組の方針

- ◇ 住民参加で取り組む福祉サービスの担い手を広く求めることのみならず、社会参加の機会の充実を図るために、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

役割分担

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。 ● 社会福祉協議会などで開催されているボランティア養成講座に積極的に参加します。 ● 趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア団体では、活動の充実を図っていくため、活動内容の周知に努めるとともに、新規のメンバーを増やすための取組を進めます。 ● ボランティア団体は、地域での学習会や交流の場において、ボランティアの派遣要請に対し、積極的に応じ、活躍の場を広げます。 ● 地域で開催する学習会や交流の場において、ボランティア団体の活用を積極的に進めます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だよりやホームページでボランティアに関するさまざまな情報を掲載し、活動の活性化を支援します。 ● ボランティア活動をしたい人と、お願いしたい人の相談を受け、支援を必要とする人とボランティアとの調整をします。 ● ボランティア活動の知識や技術を学ぶ学習会やイベントなどを開催し、ボランティアのきっかけづくりを進めます。 ● ボランティア団体相互の情報交換や交流を促進し、連携強化を図ります。 ● 地域の課題に関心を持ち、主体的に関わろうとする人材を育てる取組を進めます。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。 ● ボランティア育成の取組や、ボランティア団体の活動に対し支援を行います。 ● 公共施設の利用に関して、ボランティア活動での利用が容易になるよう支援します。

第4章 計画の推進に向けて

第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住みなれた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

なお、その財源として各種募金や寄付金などを広く活用していくものとします。

■住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティア等の社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

特に、これまで地域とのつながりが比較的希薄であった「団塊の世代」の多くの人たちが定年退職し、これからは、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域における福祉活動の大切な担い手として、積極的に参画することが大いに期待されます。

■地域の組織・団体の役割

行政区、民生委員児童委員協議会などは、これまでの活動実績からみても、地域における福祉活動を推進していくリーダー的な地域の組織・団体です。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが大切です。

■ボランティア団体の役割

住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、住民への福祉活動にとどまらず、活動内容の住民各層への広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されています。

■福祉サービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じた福祉サービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、福祉サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供等に、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たな福祉サービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

■社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない住民の立場に立った福祉サービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割が期待されています。

また、地域の実情に応じた、よりきめ細やかな地域福祉活動を推進するため、地域における福祉活動を担う地域に密着した組織・団体との連携のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を進めていくことが、これからますます重要になってきます。

■行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上をめざして、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、町の特性に配慮した福祉施策の推進に努めることが期待されています。

第2節 行政による計画の推進

本計画を推進するためには、全庁的な取組や、庁内各課が緊密な連携を図る必要があります。本計画に掲げた取組の推進に資するかどうかの観点から、福祉や介護、保健分野などの個別計画で示されている施策や庁内各課の事業を整理し、不足している取組について検討を行っていきます。

第3節 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、住民や福祉関係団体の代表、学識経験者、行政関係者などにより構成する会議を設置します。この会議において、地域福祉の進捗状況とその評価内容を確認しながら、必要に応じて各種施策の見直しを行っていくことで、本計画の推進を図ります。

資料編

1 桂川町地域福祉施策推進協議会設置規則

○桂川町地域福祉施策推進協議会設置規則

令和2年3月25日
規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、地域福祉に関する総合的な施策について協議を行い、その推進に資するため、桂川町地域福祉施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に協議する。

- (1) 地域福祉に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げられたもののほか、地域福祉に関し町長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による者
- (6) 前5号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認められる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会において必要と認められるときには、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(桂川町地域福祉施策推進協議会設置要綱の廃止)

2 桂川町地域福祉施策推進協議会設置要綱（平成29年桂川町要綱第13号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の設置要綱による協議会の決定事項及び委員の任期等は本規則による協議会へ引き継ぐものとする。

2 桂川町地域福祉施策推進協議会委員名簿

選出団体等名	役職名	氏名	備考
桂川町議会	文教厚生委員会 副委員長	◎大塚 和佳	
桂川町教育委員会	教 育 委 員	畠中 聡子	平成31年4月1日～ 令和2年12月15日
	教 育 委 員	原野 正和	令和2年12月16日～ 令和3年3月31日
桂川町社会福祉協議会	事 務 局 長	三宅 浩志	
桂川町民生児童委員協議会	副 会 長	○河部 寛	
桂川町区長会	区 長	川波 和富	
社会福祉法人桂川福祉会明日香園 桂川町在宅介護支援センター	責 任 者	谷口 裕司	
飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者 基幹相談支援センター	セ ン タ ー 長	藤嶋 勇治	
桂川町老人クラブ連合会	会 長	大村 和夫	
公募委員		諫山 郁	

◎：会長 ○：副会長

任 期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

3 計画策定の経緯

日 程	協 議 会	議 題 等
令和2年 9月28日	第1回協議会	計画策定の趣旨と方法の説明
令和2年10月30日	第2回協議会	調査結果の報告
令和2年11月26日	第3回協議会	計画骨子案の説明、協議
令和3年 1月27日	第4回協議会	計画素案の説明、協議
パブリックコメント（令和3年3月5日～3月18日）		

4 調査の概要

- 調査地域 : 桂川町全域
 調査対象者 : 桂川町在住の18歳以上2,000名を無作為抽出
 調査期間 : 令和2年8月31日～9月14日
 調査方法 : 郵送による配布・回収

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
2,000	679	34.0%

5 用語解説

あ行

●アウトリーチ

「外へ（out）手を伸ばす（reach）」という意味のアウトリーチは、社会福祉の分野で、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取組の意味で用いられてきた。困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない人の場合、従来の施設型支援から取りこぼされることが多い。アウトリーチはこうした潜在的なニーズとつながる手法として開発された。最近ではさまざまな分野でアウトリーチの取組が必要とされ、その意味は広がりを見せている。

か行

●介護保険（制度）

介護が必要な人（要支援者・要介護者）に介護サービス費用の一部を給付する制度。介護保険は、一般に市町村が保険者（桂川町は、「福岡県介護保険広域連合」となり、その地域に住んでいる65歳以上の高齢者（第1号被保険者）や、医療保険に加入している40歳以上の人（第2号被保険者）が支払う介護保険料と、税金とで運営されている。また、介護サービスを受ける場合、1割の自己負担が必要で、年収によっては自己負担率が2割または3割になる場合がある。

●介護療養型医療施設

介護保険法に基づく、病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の世話や必要な医療を行う施設。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険法に基づく、65歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人の入所を受け入れる施設。

●介護老人保健施設（老人保健施設）

介護保険法に基づく、入所する要介護者に対し、看護、医学管理の下における機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

●学童保育所

労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う施設。

●基幹相談支援センター

障害者総合支援法に基づき相談支援体制の強化を目的として平成24年4月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業および身体障がいや知的障がい、精神障がいのある人に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。

●共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。グループホームとも呼ばれる。

●居宅介護

障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。

●居宅介護支援

介護保険法に基づく、介護を必要とされる人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などにそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行うサービス。

●苦情解決制度

社会福祉法に規定されている制度で、社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。苦情解決体制として、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を設置するとともに、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を「第三者委員」として選任するものとされている。事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合、第三者機関である運営適正化委員会（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

●軽費老人ホーム（ケアハウス）

身寄りが無い、または、家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な高齢者が、比較的低額な料金で入居できる福祉施設。

●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を届けることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要で、ひとりでも多くの人に、ゲートキーパーと

しての意識を持ってもらい、専門性の有無に関わらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながるとされる。

●子育て支援センター

育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。

さ行

●在宅介護支援センター

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるよう行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所などとの連絡調整を行う機関。

●サロン

互いに支え合って暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

●自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などを行う。

●施設入所支援

障害者総合支援法に基づく、施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うサービス。

●児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う者。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

●児童相談所

18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動などについて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者などに対して指導・援助を行う。また必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設などへの入所措置などの機能を併せ持つ相談援助活動を行う機関。

●児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設および事業に関する基本原則を定める法律で、その時々の子どものニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置付けられる。

●児童扶養手当

父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当。

●社会資源

人々のニーズの充足や問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。生活する上で起こるさまざまな問題の解決を担う福祉制度や施設などのこと。

●社会福祉協議会

社会福祉法により、地域福祉の推進の中心的な担い手として位置付けられる公共性・公益性の高い民間社会福祉団体。各市町村には市町村社会福祉協議会が、県には県社会福祉協議会が設置されており、地域における民間社会福祉活動を推進するとともに、地域住民の生活課題の解決のため、さまざまな事業を展開している。

●社会福祉事業法

昭和26年（1951年）に制定されたわが国の社会福祉について規定した法律。平成12年（2000年）、社会福祉法に改名された。

●社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

●重度訪問介護

障害者総合支援法に基づく、重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。

●就労継続支援（A型）

障害者総合支援法に基づく、企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、

雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●就労継続支援（B型）

障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●主任児童委員

地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との協同による相談支援などをその職務とする民生委員・児童委員をいう。

●情報通信技術（ICT）

ICTは「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。ICTは、IT（Information Technology：情報技術）に「Communication（通信、伝達）」という言葉が入っており、ITよりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調したもので、単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視している。

●自立支援医療（精神通院医療）

公費負担医療のひとつで、精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するもの。

●自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

●身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●生活介護

障害者総合支援法に基づく、障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、

主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。

●生活困窮者自立支援（制度）

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業の実施を定めた生活困窮者自立支援法に基づく制度。

●生活困窮者自立相談支援機関

生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となる。ここでは、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行う。

●生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度

判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもある。このように、認知症などによって判断能力が低下してしまった人がいる場合に、サポートする人を家庭裁判所から選任してもらう制度のこと。

た行

●団塊の世代

昭和22（1947）年～24（1949）年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。約810万人と推定され、前後の世代に比べて2～3割程度人口が多い。

●短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）

介護保険法に基づく、介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を短期間入所させ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な養護を行うサービス。

●地域共生社会

高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会。地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤になるとされている。

●地域ケア会議

何らかの課題を抱える個別事例について、多機関・多職種が多角的視点から検討を行うことで、高齢者のよりよい生活を支援することや、ケアマネジャーの実践力を高めていくことを目的に開催される会議。また、地域で不足しているサービスや高齢者の抱える問題など、地域課題を把握し、行政や各分野の関係機関がともに改善策を考えていく場とも位置付けられている。

●地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供されるケアシステム。

●地域包括支援センター

高齢者が、住み慣れた地域で安心して過ごしていけるよう、介護・福祉・医療などさまざまな機関と連携し、総合的に支援するために設けられた、高齢者やその家族などのための相談窓口。高齢者の総合的な相談支援とともに、高齢者虐待の早期発見や防止、成年後見人制度の紹介や手続きの支援、暮らしやすい地域づくりの取組（行政、医療機関、地域の団体などと連携した高齢者の支援や、地域のケアマネジャーが、円滑に仕事ができるような支援）、自立した生活の支援（介護予防のための健康づくりの支援や、要支援と認定された人の介護予防プランの作成）などの活動を行っている。

●地域密着型介護老人福祉施設

介護保険法に基づく、定員が29人以下の特別養護老人ホーム。

●通所介護（デイサービス）

介護保険法に基づく、介護老人福祉施設などに通い、入浴・排泄・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

●通所リハビリテーション（デイケア）

介護保険法に基づく、介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービス。

●出前講座

町の取組や、暮らしの役立つ情報、町民が知りたい・聞きたいと思っている内容を講座メニューのなかから選んでもらい、町内に在住・在勤・在学のグループ・団体のもとへ職員が出向き、説明するもの。

な行**●日常生活自立支援事業**

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●認知症

狭義では「後天的な脳の器質的変化により知能が低下した状態」を指すが、医学的には、知能の他に記憶や見当識を含む認知の障がいや人格変化などを伴った症候群として定義される。単に老化に伴って物覚えが悪くなるといった現象や統合失調症などによる判断力の低下などは含まれない。学術的定義においては、高次脳機能障がい（脳損傷に起因する認知障がい全般のこと）による症状の1つ。原因となる疾患の種類によっていくつかの分類があり、症状はそれにより異なることがわかっている。また、原因疾患によっては手術や薬物治療により症状が改善され、光療法や回想法等その他の手段が有効な場合もある。近年は、物忘れ外来の設置や専門医の配置など医療環境の整備も進められており、さまざまな研究も行われている。

●認知症サポーター養成講座

地域や職域・学校などで認知症を正しく理解してもらい、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）を養成する講座。

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。

●認定こども園

就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。幼稚園や保育所（園）などのうち一定の基準を満たす施設を、都道府県知事が認定する。認定こども園は、母体となる施設によって、①認可幼稚園と認可保育所（園）が一体的な運営をする「幼保連携型」、②認可幼稚園が保育所機能を備えた「幼稚園型」、③認可保育所（園）が幼稚園機能を備えた「保育所型」、④認可されていない地域の教育・保育施設が必要な機能を果たす「地方裁量型」の4つのタイプがある。

は行

●パブリックコメント

（国民、都道府県民、市町村民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

●避難行動要支援者（名簿）

平成25年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。また、同法では、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けることが規定された。

●複雑かつ多問題化した生活上の課題

個人もしくは世帯のなかで、単一の生活上の課題ではなく、親と子どもの両方のケアが必要なおうえに、就業が十分にできず経済的に困窮し、ケアを担っている人も傷病を抱えているなど、福祉の支援が必要とされる複数の生活上の問題があり、さらに、それらの問題が複雑に絡み合い、専門的な複数の分野が連携を図りながら支援していくことが求められるような状況にある生活上の課題。

●福祉サービス事業所

福祉サービスを提供する事業所。公的な福祉サービスとは、税金や保険料により支えられているサービスで、福祉や介護のための法令（社会福祉法や障害者総合支援法、介護保険法、児童福祉法など）によって、サービスを提供する事業所などの従事者や設備、サービス運営体制などが規定されている。また、福祉サービスには、ボランティア団体や住民組織などによる地域における助け合い活動なども含まれる。

●訪問介護（ホームヘルプ）

介護保険法に基づく、要介護者で居宅において介護を受けるものについて、その者の居宅において介護福祉士、その他の者により行われる介護や日常生活上の世話をを行うサービス。

●訪問看護

介護保険法に基づく、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師などにより行われる療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。

【ま行】**●民生委員**

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

や行**●有料老人ホーム**

老人福祉法に基づく、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持および生活の安定のために必要な措置として設けられている制度による施設。常時1人以上の老人が入所し、介護などのサービスを提供することを目的とした施設で、老人福祉施設でないものをいう。その類型は、健康型有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、介護付有料老人ホームの3類型に大きく分類される。また、その設置に当たっては都道府県知事、政令指定都市長または中核市市長への届出が必要となる。

●要介護者

要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病などのため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のこと。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分される。

●要介護認定

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。

●養護老人ホーム

老人福祉法に基づく、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護する施設。

●要支援者

要支援状態（加齢に伴い生ずる心身の変化に起因する疾病などのため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態）にあると認定された人のこと。支援の必要の度合いに応じて、要支援1、要支援2に区分される。

●要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

ら行

●療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

桂川町 第2期地域福祉計画

発行年月 令和3年3月

編集・発行 桂川町 健康福祉課 福祉係

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地

TEL : 0948-65-0001 / FAX : 0948-65-0078

E-mail : koreisha-josei@town.keisen.fukuoka.jp



桂川町